

第 80 回 定 時 総 会 議 案

令 和 8 年 6 月 19 日

公益社団法人 日 本 道 路 協 会

第 80 回 定 時 総 会 次 第

1. 開 会
2. 会 長 挨 拶
3. 議 事

審議事項

- | | |
|---------|--|
| 第 1 号議案 | 令和 7 年度事業報告 |
| 第 2 号議案 | 令和 7 年度決算 |
| 第 3 号議案 | 理事及び監事の選任 |
| 第 4 号議案 | 公益社団法人日本道路協会定款の一部変更 |
| 第 5 号議案 | 「会費に関する規則」の制定及びこれに伴う
「会費及び特別会員の特典に関する規則」の
廃止 |

報告事項

- | | |
|---------|-----------------------|
| 第 1 号報告 | 令和 8 年度事業計画書 |
| 第 2 号報告 | 令和 8 年度収支予算書 |
| 第 3 号報告 | 令和 8 年度資金調達及び設備投資の見込み |

4. 閉 会

第1号議案

令和7年度事業報告

令和7年度事業報告

自 令和7年4月1日

至 令和8年3月31日

1. 会 員

会員状況（令和8年3月31日現在）は、次のとおりである。

会員種別	既往数	入会数	退会数	計
正会員	4,239	388	547	4,080
特別会員	1,623	47	3	1,667
名誉会員	35	2	2	35
計	5,897	437	552	5,782

2. 会議の開催

（以下、敬称略）

1) 第79回定時総会

令和7年6月20日、東京都千代田区「全社協・灘尾ホール」で開催、議決権のある当協会の会員総数5,743名のうち出席会員数（委任状による者を含む。）3,957名が出席、「令和6年度事業報告」、「令和6年度決算」を承認し、「理事及び監事の選任」「名誉会長の選任」を行い、各候補者全員が選任されたほか、「公益社団法人日本道路協会定款の一部変更」及び「役員に対する報酬等の総額に関する規程の一部改正」を承認した。その後、「令和7年度事業計画書」、「令和7年度収支予算書」及び「令和7年度資金調達及び設備投資の見込み」について報告が行われた。

選任された理事及び監事は次のとおりである。

理 事

石川 雄一	井上 剛志	青木 由行	石塚 周平
宇野 文章	江坂 行弘	大串 葉子	大本 修
小幡 学	川上 孝裕	川田 忠裕	神田 昌幸
久保田 尚	前佛 和秀	高水 紀美彦	東福 忠彦
永田 順宏	野田 勝	羽藤 英二	寶来 優
松井 保幸	南 博高		

（計22名）

渡 邊 光一郎 由 木 文 彦 水 野 明 久 縄 田 正
村 尾 和 俊 芝 村 善 治 根 岸 修 史 中 野 健 二 郎
後 藤 政 郎

(計 57 名)

名誉会員

桑 原 雅 夫 徳 山 日 出 男 (計 2 名)

(2) 第 231 回理事会を令和 7 年 6 月 20 日、東京都千代田区「全社協・灘尾ホール」で開催、理事 39 名のうち出席者 28 名、監事 3 名のうち 3 名が出席、「会長、副会長の選定」について審議し、会長に深澤淳志を、副会長に西田義則を選定した。なお、選定された深澤淳志は、席上、会長の就任の承諾をした。「業務執行理事の選定」について審議し、業務執行理事（総務委員長）石川雄一、業務執行理事（経理委員長）小幡学、業務執行理事（事業委員長）村山一弥、業務執行理事（政策委員長）青木由行、業務執行理事（調査委員長）木村嘉富、業務執行理事（組織委員長）野田勝、業務執行理事（出版委員長）高橋知道、業務執行理事（国際委員長）石原康弘、業務執行理事（編集委員長）菊地春海、業務執行理事（広報委員長）前佛和秀、業務執行理事（事務局統括）寶来優について原案のとおり議決した。その後、「外部監事に対する報酬等の支給の基準に関する規程」の制定について原案のとおり議決した。

(3) 第 232 回理事会を令和 7 年 11 月 21 日、東京都千代田区「日本道路協会会議室」で開催、理事 39 名のうち出席者 30 名、監事 3 名のうち 2 名が出席、「会員の入会」、「新年交礼会の開催」及び「副会長森昌文の選定」について原案どおり議決した。

(4) 第 233 回理事会を令和 8 年 3 月 26 日、東京都千代田区「日本道路協会会議室」で開催、理事 39 名のうち出席者 32 名、監事 3 名のうち 3 名が出席、「令和 8 年度事業計画書及び収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込み」、「令和 7 年度会長奨励賞対象者（案）」、「会員の入会」及び「役員賠償責任保険の継続加入」について原案どおり議決した。

なお、理事会開催の後に富山英範（国土交通省大臣官房審議官（技術・道路））を講師に「道路懇話会」を開催した。

3. 名誉会員の異動

下記の異動があった。

名誉会員 萩 原 浩（逝去）
名誉会員 佐 藤 清（逝去）

4. 調査・研究事業

委員会名	開催回数		審議内容
	委員会	幹事会	
交通工学委員会 道路構造規格小委員会 交通容量WG 交通安全小委員会 道路標識WG 防護柵WG 道路照明WG	2 4	 3	下記図書の作成・審議等 「道路構造令の解説と運用」改訂方針検討 「道路の交通容量」改訂版発刊 「道路標識設置基準・同解説」改訂方針検討 「防護柵の設置基準・同解説 / ポラードの設置便覧」改訂方針検討 「道路照明施設設置基準・同解説」改訂版発刊
橋梁委員会 性能評価・診断小委員会 品質保証小委員会	3 7	8 15	下記図書の作成・審議等 1) 「道路橋示方書・同解説（全5編）」改訂版発刊 2) 「道路橋示方書便覧集（和英）」（HP掲載）原案検討 4) 「道路橋補修・補強事例集」原案作成 5) 「道路橋耐久生設計便覧」原案作成 6) 「道路橋耐風設計便覧」改訂原案作成 7) 「道路橋設計便覧」原案作成 8) 「道路橋床版防水便覧」改訂原案作成 9) 「道路橋伸縮装置便覧」「道路橋施工便覧」改訂検討
舗装委員会 総括小委員会 舗装マネジメント小委員会 環境・再生利用小委員会 舗装性能評価小委員会 舗装設計施工小委員会	2 2 1 3 2	6 27 14 18 39	下記図書の作成・審議、発刊等 「舗装の構造に関する技術基準・同解説」改訂原案作成 舗装のライフサイクルコスト算定方法に係る課題整理 「舗装再生便覧」改訂検討 「舗装調査・試験法便覧」等指針・便覧等の改訂に向けた課題整理 1) 「アスファルト混合所便覧」改訂原案作成 2) 新設計体系に基づく技術図書の検討
道路土工委員会 共通小委員会 盛土工小委員会 擁壁工小委員会 カルバート工小委員会 切土工斜面安定工小委員会	4 4 2 3 3 3	7	下記図書の作成・審議、発刊等 1) 「道路土工構造物技術基準・同解説」改訂版発刊 2) 基準、基準・同解説の改訂をふまえた指針の改定の方 向性および課題整理 3) 道路土工構造物の性能に関する課題整理 4) 定期点検要領等の内容を踏まえた維持管理に関する参 考図書の策定検討
トンネル委員会 トンネル維持管理小委員会 トンネル附属施設小委員会 トンネル設計・施工小委員会	3 1 1	5 1 11	下記図書の作成・審議等 「道路トンネル維持管理便覧（本土工編）」改訂検討課題整理 「道路トンネル技術基準（換気編）・同解説」改訂検討課題整理 「道路トンネル技術基準（構造編）・同解説」改訂原案作成

委員会名	開催回数		審議内容
	委員会	幹事会	
道路震災対策委員会	1	3	下記図書の作成・審議等 「道路震災対策便覧（震前対策編）」改訂原稿作成
道路維持修繕委員会 事例集運営WG 電線共同溝維持管理WG	1	4	下記図書の作成・審議等 「道路管理の新技术・好事例集（HP公表）」更新 「電線共同溝点検手引き（道路局発出）」を受け、不具合事例の収集・分析

5. 成果の提供・普及事業

道路技術者の一層の利便に資するため、調査委員会等の成果を踏まえた図書を紙及び電子で発行した。

1) 紙 図 書（18点・印刷部数 67,700部）

紙図書は改訂図書及び既刊図書の印刷を次のとおり行った。

(1) 改 訂（8点・60,300部）

「道路の交通容量（令和7年7月）」	2,300部
「道路土工構造物技術基準・同解説（令和7年11月）」	5,000部
「道路橋示方書・同解説Ⅰ共通編（令和7年10月）」	10,000部
「道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編（令和7年10月）」	10,000部
「道路橋示方書・同解説Ⅲコンクリート部材 ・コンクリート上部構造編（令和7年10月）」	10,000部
「道路橋示方書・同解説Ⅳ下部構造編（令和7年10月）」	10,000部
「道路橋示方書・同解説Ⅴ上下部接続部編（令和7年10月）」	10,000部
「道路照明施設設置基準・同解説（令和8年2月）」	3,000部

(2) 既刊図書の増刷（10点・7,400部）

「舗装設計便覧 平成18年版」	800部
「コンクリート道路橋施工便覧 令和2年改訂版」	400部
「舗装設計施工指針 平成18年版」	800部
「道路土工－仮設構造物工指針」	2,000部
「道路反射鏡設置指針」	300部
「舗装点検必携 平成29年版」	500部

「車両用防護柵標準仕様・同解説 平成 16 年 3 月」	500 部
「道路標識構造便覧」	500 部
「道路標識設置基準・同解説 改訂版」	600 部
「道路橋支承便覧 平成 30 年 12 月」	1,000 部

(図書の販売状況)

(単位：部)

年 度	期首在庫	印刷部数	販 売 等	期末在庫
令和 6 年度	29,348	29,500	27,744	31,104
令和 7 年度	31,104	67,700	60,789	38,015

2) 電子図書 (23 点・販売部数 8,000 部)

電子図書の販売部数は次のとおり。

(1) 新 刊 (8 点・6,765 部)

「道路の交通容量 (令和 7 年 7 月) Ver.1.00」	300 部
「道路土工構造物技術基準・同解説 (令和 7 年 11 月) Ver.1.00」	417 部
「道路橋示方書・同解説 I 共通編 (令和 7 年 10 月) Ver.2.00」	1,250 部
「道路橋示方書・同解説 II 鋼部材・鋼上部構造編 (令和 7 年 10 月) Ver.2.00」	1,150 部
「道路橋示方書・同解説 III コンクリート部材 ・コンクリート上部部構造編 (令和 7 年 10 月) Ver.2.00」	1,120 部
「道路橋示方書・同解説 IV 下部構造編 (令和 7 年 10 月) Ver.2.00」	1,202 部
「道路橋示方書・同解説 V 上下部接続部編 (令和 7 年 10 月) Ver.2.00」	1,138 部
「道路照明施設設置基準・同解説 (令和 8 年 2 月) Ver.1.00」	188 部

(2) 既 刊 (15 点・1,235 部)

「道路橋点検必携 (令和 6 年版) Ver.1.00」	181 部
「道路橋示方書・同解説 I 共通編 (平成 29 年 11 月) Ver.1.01」	92 部
「道路橋示方書・同解説 II 鋼橋・鋼部材編 (平成 29 年 11 月) Ver.2.01」	97 部
「道路橋示方書・同解説 III コンクリート橋 ・コンクリート部材編 (平成 29 年 11 月) Ver.1.01」	79 部
「道路橋示方書・同解説 IV 下部構造編 (平成 29 年 11 月) Ver.1.01」	46 部
「道路橋示方書・同解説 V 耐震設計編 (平成 29 年 11 月) Ver.1.01」	78 部
「道路構造令の解説と運用 (令和 3 年 3 月) Ver.4.01」	207 部
「附属物 (標識・照明) 点検必携 (平成 29 年 7 月) Ver.1.01」	28 部
「舗装設計施工指針 (平成 18 年 2 月) Ver.2.00」	53 部

「舗装施工便覧（平成 18 年 2 月）Ver.2.00」	49 部
「舗装設計便覧（平成 18 年 2 月）Ver.2.00」	59 部
「舗装点検必携（平成 29 年 4 月）Ver.1.00」	31 部
「道路土工要綱（平成 21 年 6 月）Ver.2.01」	74 部
「道路橋示方書（平成 24 年 3 月）I～V（合冊版）Ver.1.00」	95 部
「道路橋示方書（平成 29 年 11 月）（I～V）5 冊 + 道路橋示方書講習会資料集のセット」	66 部

3) 機関誌「道路」の発行

機関誌「道路」は、道路に関する幅広い情報の提供を心がけ、会員ならびに読者のニーズに応えるべく道路技術や道路行政の最新動向を特集掲載した。情報誌として内容の充実を図り、令和 7 年 4 月号から令和 8 年 3 月号まで延べ 93,600 部を発行した。

4) 講習会、講演会等の開催

次のとおり出版図書に関する講習会、道路セミナー（政策編・技術編）、道路施策に関する説明会を開催した。開催に当たっては、機関誌「道路」やメールマガジンの配信等により周知を図った。

(1) 出版図書に関する講習会

次のとおり講習会を開催した。

① 道路標識に関する WEB 講習会

『道路標識設置基準・同解説』、『道路標識構造便覧』を用いて、本書籍をより深く理解していただくための講習会を次のとおり開催した。（令和 2 年度実施の再配信）

オンデマンド開催 視聴期間：令和 7 年 4 月 9 日～6 月 30 日（参加者 109 名）

② アスファルト舗装の詳細調査・修繕設計便覧講習会

『アスファルト舗装の詳細調査・修繕設計便覧』を用いて、本書籍をより深く理解していただくための講習会を次のとおり開催した。（令和 5 年度実施の再配信）

オンデマンド開催 視聴期間：令和 7 年 7 月 1 日～9 月 30 日（参加者 83 名）

③ 道路土工の基礎知識と最新技術に関する WEB 講習会

『道路土工の基礎知識と最新技術（令和 5 年度版）』を用いて、本書籍をより深く理解していただくための講習会を次のとおり開催した。（令和 6 年度実施の再配信）

オンデマンド開催 視聴期間：令和 7 年 8 月 1 日～10 月 31 日（参加者 93 名）

④ 舗装再生便覧（令和6年版）講習会

『舗装再生便覧（令和6年版）』を用いて、本書籍をより深く理解していただくための講習会を次のとおり開催した。（令和6年度実施の再配信）

オンデマンド開催 視聴期間：令和7年10月1日～12月26日（参加者19名）

⑤ 道路橋点検必携（令和6年版）に関するWEB講習会

『道路橋点検必携（令和6年版）』を用いて、本書籍をより深く理解していただくための講習会を次の通り開催した。

オンデマンド開催 視聴期間：令和7年3月21日～7月31日（参加者250名 ※令和7年度内の参加者61名）

⑥ 道路の交通容量に関するWEB講習会

『道路の交通容量』（改訂版）を用いて、本書籍をより深く理解していただくための講習会を次のとおり開催した。

ライブ開催：令和7年10月22日（参加者53名）

オンデマンド開催 視聴期間：令和7年11月4日～令和8年1月30日（参加者218名）

⑦ 道路橋示方書・同解説に関する講習会

『道路橋示方書・同解説』の出版に伴い、道路橋示方書の運用の統一を目的として、同書籍の改定内容を含めた改定経緯や技術的背景などを解説する講習会を次のとおり開催した。

東京会場開催：令和7年12月5日（参加者236名）

大阪会場開催：令和7年12月12日（参加者234名）

オンデマンド開催 視聴期間：令和7年12月17日～令和8年3月31日（参加者1,296名）

⑧ 道路土工構造物技術基準・同解説に関するWEB講習会

『道路土工構造物技術基準・同解説』の改訂に伴い、本書籍の主な改訂点を中心に解説する講習会を次のとおり開催した。

オンデマンド開催 視聴期間：令和7年12月10日～令和8年3月31日（参加者307名）

⑨ 道路照明施設設置基準・同解説に関するWEB講習会

『道路照明施設設置基準・同解説』の改訂に伴い、本書籍の主な改訂点を中心に解説する講習会を次のとおり開催した。

オンデマンド開催 視聴期間：令和8年3月2日～令和8年6月30日（参加者60名※3月31日時点）

(2) 道路セミナー（政策編・技術編）

次のとおり道路セミナーをWEB開催した。

① 政策編

会員・非会員を対象に有料にて道路政策の最新の動向や目指すべき方向等を紹介した。

I. 道路のサービスレベル向上に向けて

オンデマンド開催：令和7年4月1日～4月30日（参加者105名）

演題 「道路機能に応じた交通性能の実現に向けて」

講師 名古屋大学大学院環境学研究科 都市環境学専攻 教授 中村 英樹 氏

演題 「道路のサービスレベル向上に向けた現場実装」

講師 国土交通省 道路局 企画課 道路経済調査室 課長補佐 一木 慎太郎 氏

演台 「福井河川国道事務所で実践する道路のサービスレベル向上に向けた取組状況」

講師 国土交通省 近畿地方整備局 福井河川国道事務所長 野村 文彦 氏

II. 「道の駅」の今後の方向性～第3ステージの実現に向けて～

ライブ開催：令和7年9月5日（参加者37名）

オンデマンド開催：令和7年9月11日～10月13日（参加者85名）

演題 「「道の駅」第3ステージの取組等について」

講師 国土交通省 道路局 企画課 評価室 企画専門官 浦岡 優 氏

演題 「道の駅と地域デザイン～第3ステージを迎えて～」

講師 全国「道の駅」女性駅長会 会長 加藤 はと子 氏

演題 「メディアが注目する道の駅とは？～NEW OPEN & リニューアル成功事例に学ぶ「選ばれる道の駅」の条件～」

講師 元じゃらん編集長 芝谷 千恵子 氏

III. 安全で快適な自転車利用環境の向上に向けて

ライブ開催：令和7年11月17日（参加者26名）

オンデマンド開催：令和7年11月25日～12月25日（参加者52名）

演題 「自転車通行空間整備と交通事故への影響」

講師 埼玉大学大学院 理工学研究科 准教授 小嶋 文 氏

演題 「自転車の安全利用に向けた取組について」

講師 警察庁 交通局 交通企画課課付 島根 雄高 氏

演題 「自転車ネットワークの現状と今後の取組について」

講師 国土交通省 道路局 参事官（自転車活用推進）付 自転車活用推進本部事務局 課長補佐 太田 峰誉 氏

IV. 自動運転の実現に向けて

ライブ開催：令和7年11月28日（参加者6名）

オンデマンド開催：令和7年12月5日～令和8年1月5日（参加者34名）

演題 「自動運転の実現に向けた道路局の取組み」

講師 国土交通省 道路局 道路交通管理課 ITS 推進室 課長補佐 北城 崇史 氏

演題 「自動運転トラックの社会実装に向けて」

講師 株式会社 T2 事業開発本部 渉外部 プロジェクトマネージャー 三浦 太樹 氏

演題 「自動運転 AI の現状とこれから」

講師 Turing 株式会社 事業開発チーム マネージャー 亀川 翔 氏

② 技術編

会員・非会員を対象に有料にて道路の技術基準を解説した。

I. 道路技術基準の基礎～温故知新／技術基準の起源や変遷を知ろう～

ライブ開催：令和7年6月26日（参加者26名）

オンデマンド開催：令和7年7月4日～8月4日（参加者76名）

演題 「道路技術基準の基礎（総論）」

講師 国土交通省 道路局 企画課 課長補佐 立田 安礼 氏

演題 「道路幾何構造技術基準の変遷」

講師 国土技術政策総合研究所 主任研究官 田中 良寛 氏

演題 「道路橋技術基準の変遷」

講師 国土技術政策総合研究所 主任研究官 瀧本 耕大 氏

演題 「道路トンネル技術基準の変遷」

講師 国立研究開発法人 土木研究所 トンネルチーム 主任研究員 小泉 悠 氏

演題 「舗装技術基準の変遷」

講師 国立研究開発法人 土木研究所 舗装チーム 上席研究員 渡邊 一弘 氏

II. 橋梁計画基礎講座

ライブ開催：令和8年3月5日（参加者35名）

オンデマンド開催：令和8年3月11日～4月30日（参加者81名※3月31日時点）

演題 「橋梁計画における「基本事項、上部構造形式、付属物形式」

講師 株式会社ニュージェック 道路グループ グループマネージャー 中谷 洋 氏

演題 「橋梁計画における「基本計画、下部構造形式、基礎構造形式」

講師 株式会社オオバ 名古屋支店 設計部 部長 柘植 康範 氏

III. 交通状況の評価

ライブ開催：令和8年3月30日（参加者15名）

演題 「交通状況の評価」

講師 株式会社道路計画（芝浦工業大学 客員教授） 野中 康弘 氏

演題 「道路交通サービスの質の向上に向けて」

講師 株式会社長大 社会基盤事業本部 計画事業部 計画4部 部長 内海 泰輔 氏

(3) 道路施策に関する説明会

次のとおり説明会を WEB 開催した。

① 道路防災対策に関する説明会

ライブ開催：令和7年6月25日（参加者416名）

オンデマンド開催：令和7年7月1日～7月31日（参加者614名）

演題 「道路防災対策に関する説明会」

講師 国土交通省 道路局 環境安全・防災課 道路防災対策室 鳥澤道路防災調整官

② 令和8年度道路関係予算概算要求説明会

ライブ開催：令和7年9月19日（参加者323名）

オンデマンド開催：令和7年9月26日～10月26日（参加者525名）

演題 「令和8年度道路関係予算概算要求説明会」

講師 国土交通省 道路局 企画課 松本課長

③ 道路メンテナンスに関する説明会

ライブ開催：令和7年10月30日（参加者396名）

オンデマンド開催：令和7年11月10日～12月10日（参加者619名）

演題 「道路メンテナンスの現状（3巡目1年目点検結果）の公表」

講師 国土交通省 道路局 国道・技術課 道路メンテナンス企画室 三好課長補佐

演題 「新技術の活用とデジタル化・DXに向けた取組」

講師 国土交通省 道路局 国道・技術課 本村企画専門官

④ 令和8年度道路関係予算説明会

ライブ開催：令和8年3月9日（参加者311名）

オンデマンド開催：令和8年3月13日～4月13日（参加者465名※3月31日時点）

講師 国土交通省 道路局 企画課 松本課長

5) 第36回日本道路会議の開催

令和7年11月6日（木）、11月7日（金）の2日間、東京都千代田区都市センターホテルとオンラインで開催され、発表者・聴講者あわせて前回は上回る2,200名以上の参加となった。

今回の道路会議は、「豊かで安全な日本の未来を支える賢く持続可能な道路とは～新技術、DX等を活用した、道路のサービス向上による社会課題の解決と新たな価値の創出～」をテーマに、

最新事例や研究成果の共有、道路の将来展望への基調講演及びパネルディスカッション、一部の論文発表について集中討議セッションを行った。

6日午前には日本道路協会会長による開会挨拶、実行委員長国土交通省道路局長の総括基調講演が行われ、道路行政全体の現状及び将来像が紹介された。

同日午後から7日にかけて、「2050年カーボンニュートラルに向けた道路の脱炭素化の推進」、「持続可能なインフラマネジメントの実現」、「旅行速度に着目した道路のサービスレベル向上の実装に向けて」、「自動物流・自動運転社会の実現」、「防災・減災、国土強靱化の在り方」、一般財団法人ITSサービス高度化機構共催の「つながるクルマと道路～世界の潮流から探る協調ITSの現在と将来～」の6つのテーマについて、基調講演・パネルディスカッションが行われ、有識者や行政、関連企業等を交えて幅広い議論が行われた。

また、2日間で口頭発表559編、ポスターセッション発表48編の一般論文・事例報告発表が行われた。

このうち、今回新たに募集した「提案型の論文」は13編の発表となった。技術的課題の多様化を反映し、産・学・官それぞれの立場から、広範な内容の発表、活発な質疑応答や意見交換が実施された。

毎回好評である集中討議セッションはすべての部門で行われ、先進的な事例や現場の取り組みが共有され、参加者を交えた議論や意見交換が行われた。

さらに、企業ブースでは、全14社による出展があり、民間企業の技術展示や、参加者と企業担当者による情報交換等活発な交流が繰り広げられた。

6) 道路広報

- (1) 道路への理解と普及のため、国民参加型広報への協力として「道路ふれあい月間」等への協賛を行うなど、道路整備に対するニーズの把握と理解の普及に向けた広報啓発活動を実施した。
- (2) 道路関係資料等の保存・活用システムの構築に向け、今後必要なデータを適宜利用できる環境整備を実施した。
- (3) 会員、道路関係者に対する最新の技術・情報提供を行うため、ホームページの改善を適宜に行った。

6. 国際協力事業

道路関連産業や道路技術の海外展開を支援する道路協会の機能強化および、協会会員への国際活動成果の還元を運営方針として、以下の事業を実施した。

1) PIARC (World Road Association : 世界道路協会) 関連事業

(1) 実行委員会・総会

令和7年4月7日から9日にかけてカザフスタン、アスタナ市で開催された実行委員会に、PIARC 分科会長の平井節生氏ほか関係者が出席し、各国参加者と情報交換、意見交換を行った。

同年10月27日から28日にかけて韓国、コヤン市で開催された総会に、平井氏ほか関係者が出席し、各国参加者と情報交換、意見交換を行った。本総会において日本からの実行委員に吉岡幹夫氏が就任した。

令和8年3月7日から8日にかけてフランス、シャンベリー市で開催された実行委員会に、PIARC 分科会長の代理として平井氏ほか関係者が出席し、各国参加者と情報交換、意見交換を行った。

(2) 道路災害マネジメントに関する国際ワークショップの開催

令和7年5月26日から30日にかけて大阪市中之島会館において、TC1.5（災害マネジメントに関する技術委員会）を開催し、各国参加者と情報交換、意見交換を行ったほか、27日には「道路災害マネジメントに関する国際ワークショップ」を開催し、500名を超える道路関係者が参加した（会場及びウェブ）。

(3) 道路統計委員会の開催

令和7年10月6日から8日にかけて道路統計委員会を実施し、各国参加者と情報交換、意見交換を行った。

(4) 第17回冬期サービスと道路のレジリエンスに関する道路会議（シャンベリー冬期大会）への参加

令和8年3月10日から13日にかけてフランス、シャンベリー市で開催されたシャンベリー冬期大会への日本の参加を促すべく大会準備委員会を設置し、準備とりまとめを実施した。大会には国土交通省をはじめとし団体、民間等から200名余りが参加した。技術展示会においては、当協会がとりまとめ役となって官民26の企業・団体が共同でパビリオンを出展し、我が国の道路施策、道路技術を紹介した。

(5) PIARC 活動報告会の実施

令和7年12月15日にPIARC 活動報告会を実施した。17の技術委員会に参加している日本委員から2025年の活動報告があり、180名を超える道路関係者が参加した（会場及びウェブ）。

(6) 技術委員会活動の機関誌「道路」掲載

国内におけるPIARC 活動成果の共有および委員会活動の活性化を図るため、技術委員会活動報告を機関誌「道路」へ継続的に掲載した。

(7) テクニカルレポートの国内案内

技術委員会の成果物であるテクニカルレポートを道路協会会員ほか、国内関係者へ積極的に紹介した。

(8) PIARC 本部事務局への技術者派遣

PIARC 本部事務局の要請に基づき、テクニカルアドバイザー（東日本高速道路株式会社所属）1名を引き続き派遣した。

2) IRF (International Road Federation : 国際道路連盟) 関連事業

(1) IRF 総会・理事会

令和7年12月9日から10日にかけて米国、ロングビーチ市にて開催されたIRF 総会・理事会に当協会を代表してIRF 分科会長の山中義之氏が出席し、各国参加者と情報交換、意見交換を行った。

(2) IRF グローバル会議

令和7年12月9日から12日にかけて米国、ロングビーチ市にて開催されたIRF グローバル会議に山中氏ほか関係者が出席し、各国参加者と情報交換、意見交換を行った。

(3) 令和7年度 IRF 奨学生の推薦

関係機関からの賛助を得て、令和7年度 IRF 奨学生1名の推薦を行った。

(4) IRF 奨学生報告会の開催

令和5年度－6年度のIRF 奨学生を対象とした帰国報告会を開催し、IRF 奨学生制度の意義やIRF 活動について情報交換、意志交換を行った。

(5) 令和8年度 IRF 奨学生の決定

令和8年度 IRF 奨学生の募集および選考を行った結果、推薦を見送った。

3) REAAA (Road Engineering Association of Asia and Australasia :

アジア・オーストラレイシア道路技術協会) 関連事業

(1) 評議員会等

令和7年5月5日から6日にかけてオーストラリア、メルボルン市にて開催された評議員会および10月28日から31日にかけて韓国、コヤン市にて開催された総会、評議員会等に当協会を代表してREAAA 分科会長の橋場克司氏ほか関係者が出席し、各国関係者と情報交換および意見交換を行った。本総会において、土井弘次氏が第18期評議員の日本道路協会代表および副会長に就任した。

(2) 第17回 REAAA 道路会議 (REAAA コヤン大会) への参加

令和7年10月28日から31日にかけて韓国、コヤン市で開催されたREAAA コヤン大会への日本参加の準備とりまとめを実施した。大会には国土交通省を団体、民間等から200名余りが参加した。

(3) 技術委員会

技術委員会舗装小委員会の活動に国内関係者が参加し、調査、分析等を実施した。

(4) 若手技術者会議

若手技術者会議に国内関係者が参加し、情報交換、意見交換をおこなった。

4) 海外留学生研究援助

令和7年度海外留学生援助金の給付

「海外道路研究基金」による令和7年度援助金支給者を募集し、選考の結果、1名に給付した。

5) 国際アスファルト舗装学会活動等

(1) WEB会議による意見交換、SURF2026の開催案内等を行った。

6) SURF2026の日本開催準備

(1) 令和8年度に開催するSURF2026の諸準備を、実行委員会を設置して行った。

7. 表彰その他事業

1) 道路功労者の表彰

道路整備事業の推進ならびに道路愛護・美化保全等に尽力された団体および個人に対して、各都道府県・政令指定市、国土交通省各地方整備局、北海道開発局、各高速道路会社、一般社団法人日本道路建設業協会、一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会および一般社団法人日本橋梁建設協会の推薦を得て、80団体ならびに個人50名の方々に対し、各推薦団体を通じ表彰した。

2) 会長奨励賞の表彰

自らの創意工夫を加え、その後の業務遂行に多大な成果をあげた者を表彰し、道路技術の進展に寄与することを目的とし、3件を決定し、表彰することとした。

3) 公益事業協力

(1) 「道路技術勉強会」の開催

一般社団法人建設コンサルタント協会近畿支部との共催により「道路技術勉強会」を開催した。

① 自動物流道路の構築にむけた検討状況 他

開催日時：令和7年6月19日（参加者 82名）

開催場所：大阪市

② 道路ネットワークのあり方 他

開催日時：令和7年10月8日（参加者 78名）

開催場所：大阪市

- ③ 防災・減災、国土強靱化、災害対応の深化 他
開催日時：令和7年12月2日（参加者 84名）
開催場所：大阪市
- ④ 道路の脱炭素化の推進 他
開催日時：令和8年3月4日（参加者 83名）
開催場所：大阪市

8. 組織の強化

地方ブロック担当参与の協力を得て、地方自治体幹部との意見交換を北海道ブロック、東北ブロック（宮城県）、関東ブロック（群馬県、千葉県）、北陸ブロック（新潟県、富山県、石川県）、中部ブロック（愛知県、岐阜県、静岡県、三重県）、近畿ブロック（滋賀県、京都府、和歌山県）、中国ブロック（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）、四国ブロック（徳島県）、九州ブロック（福岡県、宮崎県、熊本県）で実施し、協会業務の最新情報を提供するとともに新規加入への働きかけを実施した。

事業報告の附属明細書

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項」に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」がないため、事業報告の附属明細書は作成していない。

第2号議案

令和7年度決算

貸借対照表

令和8年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	162,212,016	74,396,708	87,815,308
現金	438,973	651,786	△ 212,813
普通預金(みずほ銀行)	40,907,623	7,072,861	33,834,762
普通預金(三菱UFJ銀行)	32,557,360	51,058,406	△ 18,501,046
普通預金(三井住友銀行)	64,166,511	6,786,462	57,380,049
普通預金(三菱UFJ信託銀行)	0	296,941	△ 296,941
振替貯金	24,141,549	8,530,252	15,611,297
未収入金	36,044,624	11,856,810	24,187,814
正会員未収入金	581,500	540,000	41,500
特別会員未収入金	0	30,000	△ 30,000
図書未収入金	32,038,808	10,203,990	21,834,818
月刊誌未収入金	448,816	323,820	124,996
月刊誌付属未収入金	792,000	759,000	33,000
正員会費未収入金	24,000	0	24,000
国際協力事業未収入金	2,159,500	0	2,159,500
貯蔵品	79,098,083	86,326,004	△ 7,227,921
図書	49,576,877	45,845,084	3,731,793
図書仕掛品	28,265,206	39,544,920	△ 11,279,714
月刊誌	1,256,000	936,000	320,000
前払金	5,385,657	6,820,844	△ 1,435,187
流動資産合計	282,740,380	179,400,366	103,340,014
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
退職給付引当資産	44,343,402	37,207,702	7,135,700
公益事業準備積立資産	542,114,786	542,114,786	0
日本道路会議準備積立資産	15,000,000	30,000,000	△ 15,000,000
岩沢・菊池等基金資産	36,000,000	36,300,000	△ 300,000
国際アスファルト舗装会議準備引当資産	6,165,578	8,165,578	△ 2,000,000
世界道路会議準備積立資産	30,000,000	0	30,000,000
技術交流促進事業準備引当資産	155,000,000	24,000,000	131,000,000
国際交流事業活動準備引当資産	36,000,000	12,000,000	24,000,000
講習会等システム化事業準備引当資産	51,000,000	0	51,000,000
特定資産合計	915,623,766	689,788,066	225,835,700
(2) その他固定資産			
建物附属設備	1,842,125	2,108,120	△ 265,995
什器備品	1,657,993	2,250,409	△ 592,416
図書	200,630	200,630	0
電話加入権	1,127,672	1,127,672	0
ソフトウェア	36,027,176	69,605,964	△ 33,578,788
その他固定資産合計	40,855,596	75,292,795	△ 34,437,199
固定資産合計	956,479,362	765,080,861	191,398,501
資産合計	1,239,219,742	944,481,227	294,738,515
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	31,409,809	7,627,089	23,782,720
未払消費税等	30,521,000	1,739,700	28,781,300
前受金			
会費前受金	31,600	22,600	9,000
預り金	788,907	738,748	50,159
流動負債合計	62,751,316	10,128,137	52,623,179
2. 固定負債			
退職給付引当金	44,343,402	37,207,702	7,135,700
固定負債合計	44,343,402	37,207,702	7,135,700
負債合計	107,094,718	47,335,839	59,758,879
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
民間助成金	36,000,000	36,300,000	△ 300,000
指定正味財産合計	36,000,000	36,300,000	△ 300,000
(うち特定資産への充当額)	(36,000,000)	(36,300,000)	(△300,000)
2. 一般正味財産			
(うち特定資産への充当額)	(835,280,364)	(616,280,364)	(219,000,000)
正味財産合計	1,132,125,024	897,145,388	234,979,636
負債及び正味財産合計	1,239,219,742	944,481,227	294,738,515

正味財産増減計算書
(令和7年4月1日から令和8年3月31日)

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
特定資産運用益	670,709	69,558	601,151
特定資産受取利息	670,709	69,558	601,151
受取会費	164,365,500	122,416,000	41,949,500
正会員受取会費	24,285,500	25,266,000	△ 980,500
特別会員受取会費	99,410,000	97,150,000	2,260,000
日本道路会議正員会費	20,320,000	0	20,320,000
日本道路会議賛助員会費	20,350,000	0	20,350,000
事業収益	557,591,082	169,124,470	388,466,612
講習会事業収益	29,770,000	7,049,000	22,721,000
日本道路会議事業収益	2,420,000	0	2,420,000
展示収入	2,420,000	0	2,420,000
広告料収益	0	0	0
成果公表事業収益	525,401,082	162,075,470	363,325,612
図書収益	512,955,492	149,769,629	363,185,863
月刊誌収益	2,230,990	2,157,241	73,749
月刊誌付属収益	10,214,600	10,148,600	66,000
受取補助金等	45,733,333	9,550,000	36,183,333
受取民間助成金	45,733,333	9,550,000	36,183,333
IRF収益	2,350,000	3,800,000	△ 1,450,000
国際活動収益	37,583,333	4,250,000	33,333,333
PIARC活動収益	900,000	1,500,000	△ 600,000
SURF活動収益	4,900,000	0	4,900,000
受取寄付金	300,000	0	300,000
受取寄付金	0	0	0
受取寄付金振替額	300,000	0	300,000
雑収益	1,829,845	1,208,031	621,814
受取利息	353,510	85,712	267,798
雑収益	1,476,335	1,122,319	354,016
経常収益計	770,490,469	302,368,059	468,122,410
(2) 経常費用			
事業費	488,137,187	370,561,924	117,575,263
役員報酬	11,528,516	11,496,276	32,240
給料手当	73,598,953	69,964,195	3,634,758
臨時雇賃金	1,440,000	1,430,000	10,000
退職給付費用	5,772,784	5,750,484	22,300
福利厚生費	13,111,394	12,449,735	661,659
会議費	4,908,888	1,526,467	3,382,421
旅費交通費	11,452,881	9,656,798	1,796,083
通信運搬費	14,607,448	13,732,155	875,293
減価償却費	36,099,459	31,485,983	4,613,476
消耗什器備品費	0	0	0
消耗品費	10,570,296	12,580,803	△ 2,010,507
修繕費	0	0	0
印刷製本費	99,977,976	74,182,950	25,795,026
光熱水料費	1,255,647	1,260,934	△ 5,287
賃借料	83,195,459	57,393,000	25,802,459

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
諸謝金	5,966,555	6,795,902	△ 829,347
租税公課	31,997,368	2,918,210	29,079,158
支払助成金	10,508,557	13,209,164	△ 2,700,607
委託費	63,154,929	42,060,194	21,094,735
雑費	8,990,077	2,668,674	6,321,403
管理費	47,073,646	45,006,512	2,067,134
役員報酬	2,774,852	2,767,092	7,760
給料手当	17,263,963	16,411,348	852,615
退職給付費用	1,362,916	1,355,483	7,433
福利厚生費	3,050,914	2,868,654	182,260
会議費	1,931,129	2,259,847	△ 328,718
旅費交通費	111,894	138,054	△ 26,160
通信運搬費	3,971,975	2,689,194	1,282,781
減価償却費	184,530	292,612	△ 108,082
消耗什器備品費	0	0	0
消耗品費	2,211,633	2,219,297	△ 7,664
修繕費	0	0	0
印刷製本費	1,591,348	1,244,797	346,551
光熱水料費	187,637	198,572	△ 10,935
賃借料	8,407,014	8,575,968	△ 168,954
諸謝金	3,385,537	3,220,537	165,000
租税公課	7,332	9,490	△ 2,158
支払助成金	0	0	0
委託費	256,852	256,852	0
雑費	374,120	498,715	△ 124,595
経常費用計	535,210,833	415,568,436	119,642,397
評価損益等調整前当期経常増減額	235,279,636	△ 113,200,377	348,480,013
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	235,279,636	△ 113,200,377	348,480,013
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替前当期一般正味財産増減額	235,279,636	△ 113,200,377	348,480,013
他会計振替額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	235,279,636	△ 113,200,377	348,480,013
一般正味財産期首残高	860,845,388	974,045,765	△ 113,200,377
一般正味財産期末残高	1,096,125,024	860,845,388	235,279,636
II 指定正味財産増減の部			
一般正味財産への振替額	△ 300,000	0	△ 300,000
当期指定正味財産増減額	△ 300,000	0	△ 300,000
指定正味財産期首残高	36,300,000	36,300,000	0
指定正味財産期末残高	36,000,000	36,300,000	△ 300,000
III 正味財産期末残高	1,132,125,024	897,145,388	234,979,636

正味財産増減計算書 内訳表
(令和7年4月1日から令和8年3月31日)

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計(道路及び交通に関する知識の普及啓発)											法人会計	合計	
	調査・研究 事業	成果提供・普及事業					国際協力 事業	表彰等その他事業		共通	小計			
	調査・研究	図書	月刊誌 「道路」	講習会	日本 道路会議	道路広報	国際交流	道路功労者 表彰	公益事業 協力					
I 一般正味財産増減の部														
1. 経常増減の部														
(1) 経常収益														
特定資産運用益	0	0	0	0	35,222	0	0	0	0	635,487	670,709	0	670,709	
特定資産受取利息					35,222					635,487	670,709		670,709	
受取会費	0	0	0	0	40,670,000	0	0	0	0	61,847,750	102,517,750	61,847,750	164,365,500	
正会員受取会費										12,142,750	12,142,750	12,142,750	24,285,500	
特別会員受取会費										49,705,000	49,705,000	49,705,000	99,410,000	
日本道路会議正員会費					20,320,000						20,320,000		20,320,000	
日本道路会議賛助員会費					20,350,000						20,350,000		20,350,000	
事業収益	0	512,955,492	12,445,590	29,770,000	2,420,000	0	0	0	0	0	557,591,082	0	557,591,082	
講習会事業収益				29,770,000							29,770,000		29,770,000	
日本道路会議事業収益	0	0	0	0	2,420,000	0	0	0	0	0	2,420,000		2,420,000	
展示収入					2,420,000						2,420,000		2,420,000	
広告料収益											0		0	
成果公表事業収益	0	512,955,492	12,445,590	0	0	0	0	0	0	0	525,401,082		525,401,082	
図書収益		512,955,492									512,955,492		512,955,492	
月刊誌収益			2,230,990								2,230,990		2,230,990	
月刊誌付属収益			10,214,600								10,214,600		10,214,600	
受取補助金等	0	0	0	0	0	0	45,733,333	0	0	0	45,733,333	0	45,733,333	
受取民間助成金	0	0	0	0	0	0	45,733,333	0	0	0	45,733,333		45,733,333	
IRF収益							2,350,000				2,350,000		2,350,000	
国際活動収益							37,583,333				37,583,333		37,583,333	
PIARC活動収益							900,000				900,000		900,000	
SURF活動収益							4,900,000				4,900,000		4,900,000	
受取寄付金	0	0	0	0	0	0	300,000	0	0	0	300,000	0	300,000	
受取寄付金											0		0	
受取寄付金振替額							300,000				300,000		300,000	
雑収益	0	778,250	0	0	28,561	0	5,441	0	0	727,093	1,539,345	290,500	1,829,845	
受取利息					28,561		5,441			319,508	353,510		353,510	
雑収益		778,250								407,585	1,185,835	290,500	1,476,335	
経常収益計	0	513,733,742	12,445,590	29,770,000	43,153,783	0	46,038,774	0	0	63,210,330	708,352,219	62,138,250	770,490,469	

正味財産増減計算書 内訳表
(令和7年4月1日から令和8年3月31日)

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計(道路及び交通に関する知識の普及啓発)											法人会計	合計	
	調査・研究 事業	成果提供・普及事業					国際協力 事業	表彰等その他事業		共通	小計			
	調査・研究	図書	月刊誌 「道路」	講習会	日本 道路会議	道路広報	国際交流	道路功労者 表彰	公益事業 協力					
(2)経常費用														
事業費	31,279,163	123,988,131	29,261,821	4,060,197	34,965,421	2,600,474	43,658,927	239,430	8,005,800	210,077,823	488,137,187		488,137,187	
役員報酬										11,528,516	11,528,516		11,528,516	
給料手当										73,598,953	73,598,953		73,598,953	
臨時雇賃金	1,440,000										1,440,000		1,440,000	
退職給付費用										5,772,784	5,772,784		5,772,784	
福利厚生費										13,111,394	13,111,394		13,111,394	
会議費	747,802		111,210	22,626	518,029	7,132	3,360,267			141,822	4,908,888		4,908,888	
旅費交通費	6,702,500		114,090	400,769	1,260,934	6,000	2,699,564	44,600		224,424	11,452,881		11,452,881	
通信運搬費	27,468	2,270,175	9,115,576	648,343	834,249		135,148	94,708		1,481,781	14,607,448		14,607,448	
減価償却費										36,099,459	36,099,459		36,099,459	
消耗什器備品費											0		0	
消耗品費		2,695,000	569,844		125,813				28,490	7,151,149	10,570,296		10,570,296	
修繕費											0		0	
印刷製本費	2,567,223	79,583,456	16,256,395	423,885	783,841			71,632		291,544	99,977,976		99,977,976	
光熱水料費										1,255,647	1,255,647		1,255,647	
賃借料				1,136,448	24,911,590		885,109			56,262,312	83,195,459		83,195,459	
諸謝金		2,260,553	2,294,071	744,807	667,124						5,966,555		5,966,555	
租税公課		31,948,300								49,068	31,997,368		31,997,368	
支払助成金							5,462,757		5,045,800		10,508,557		10,508,557	
委託費	19,789,770	2,610,138	797,500	82,500	5,735,125	2,584,412	26,589,646		2,960,000	2,005,838	63,154,929		63,154,929	
雑費	4,400	2,620,509	3,135	600,819	128,716	2,930	4,526,436			1,103,132	8,990,077		8,990,077	

正味財産増減計算書 内訳表
(令和7年4月1日から令和8年3月31日)

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計(道路及び交通に関する知識の普及啓発)											法人会計	合計
	調査・研究 事業	成果提供・普及事業					国際協力 事業	表彰等その他事業		共通	小計		
	調査・研究	図書	月刊誌 「道路」	講習会	日本 道路会議	道路広報	国際交流	道路功労者 表彰	公益事業 協力				
管理費												47,073,646	47,073,646
役員報酬												2,774,852	2,774,852
給料手当												17,263,963	17,263,963
退職給付費用												1,362,916	1,362,916
福利厚生費												3,050,914	3,050,914
会議費												1,931,129	1,931,129
旅費交通費												111,894	111,894
通信運搬費												3,971,975	3,971,975
減価償却費												184,530	184,530
消耗什器備品費												0	0
消耗品費												2,211,633	2,211,633
修繕費												0	0
印刷製本費												1,591,348	1,591,348
光熱水料費												187,637	187,637
賃借料												8,407,014	8,407,014
諸謝金												3,385,537	3,385,537
租税公課												7,332	7,332
支払助成金												0	0
委託費												256,852	256,852
雑費												374,120	374,120
経常費用計	31,279,163	123,988,131	29,261,821	4,060,197	34,965,421	2,600,474	43,658,927	239,430	8,005,800	210,077,823	488,137,187	47,073,646	535,210,833
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 31,279,163	389,745,611	△ 16,816,231	25,709,803	8,188,362	△ 2,600,474	2,379,847	△ 239,430	△ 8,005,800	△ 146,867,493	220,215,032	15,064,604	235,279,636
評価損益等計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	△ 31,279,163	389,745,611	△ 16,816,231	25,709,803	8,188,362	△ 2,600,474	2,379,847	△ 239,430	△ 8,005,800	△ 146,867,493	220,215,032	15,064,604	235,279,636

正味財産増減計算書 内訳表
(令和7年4月1日から令和8年3月31日)

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計(道路及び交通に関する知識の普及啓発)											法人会計	合計	
	調査・研究 事業	成果提供・普及事業					国際協力 事業	表彰等その他事業		共通	小計			
	調査・研究	図書	月刊誌 「道路」	講習会	日本 道路会議	道路広報	国際交流	道路功労者 表彰	公益事業 協力					
2. 経常外増減の部														
(1) 経常外収益														
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用														
除却損失												0	0	0
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△ 31,279,163	389,745,611	△ 16,816,231	25,709,803	8,188,362	△ 2,600,474	2,379,847	△ 239,430	△ 8,005,800	△ 146,867,493	220,215,032	15,064,604	235,279,636	
他会計振替額											0	0	0	
当期一般正味財産増減額	△ 31,279,163	389,745,611	△ 16,816,231	25,709,803	8,188,362	△ 2,600,474	2,379,847	△ 239,430	△ 8,005,800	△ 146,867,493	220,215,032	15,064,604	235,279,636	
一般正味財産期首残高	△ 496,772,803	2,288,386,638	△ 274,479,190	98,336,400	△ 19,947,157	△ 73,011,902	△ 171,699,565	△ 29,563,137	△ 155,512,206	△ 1,370,006,891	△ 204,269,813	1,065,115,201	860,845,388	
一般正味財産期末残高	△ 528,051,966	2,678,132,249	△ 291,295,421	124,046,203	△ 11,758,795	△ 75,612,376	△ 169,319,718	△ 29,802,567	△ 163,518,006	△ 1,516,874,384	15,945,219	1,080,179,805	1,096,125,024	
II 指定正味財産増減の部												0	0	
受取補助金等												0	0	
一般正味財産への振替額							△ 300,000			0	△ 300,000	0	△ 300,000	
当期指定正味財産増減額							△ 300,000			0	△ 300,000	0	△ 300,000	
指定正味財産期首残高							△ 4,924,838			0	△ 4,924,838	41,224,838	36,300,000	
指定正味財産期末残高							△ 5,224,838			0	△ 5,224,838	41,224,838	36,000,000	
III 正味財産期末残高	△ 528,051,966	2,678,132,249	△ 291,295,421	124,046,203	△ 11,758,795	△ 75,612,376	△ 174,544,556	△ 29,802,567	△ 163,518,006	△ 1,516,874,384	10,720,381	1,121,404,643	1,132,125,024	

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却について

什器備品、建物付属設備 …… 定額法による減価償却を実施している。

(2) 引当金の計上基準について

退職給付引当金 …… 期末職員退職給付の要支給額に相当する金額を計上している。

(3) 消費税の会計処理は、税込方式によっている。

(4) リース取引の処理方法

※リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について
引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用している。

2. 特定資産の増減額及びその残高

特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前 期 末 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 末 残 高
退職給付引当資産	37,207,702	7,135,700	0	44,343,402
公益事業準備積立資産	542,114,786	0	0	542,114,786
岩沢・菊池等基金資産	36,300,000	0	300,000	36,000,000
国際アスファルト舗装会議準備引当資産	8,165,578	0	2,000,000	6,165,578
世界道路会議準備引当資産	0	30,000,000	0	30,000,000
日本道路会議準備引当資産	30,000,000	0	15,000,000	15,000,000
技術交流促進事業準備引当資産	24,000,000	139,000,000	8,000,000	155,000,000
国際交流事業活動準備引当資産	12,000,000	36,000,000	12,000,000	36,000,000
講習会等システム化事業準備引当資産	0	51,000,000	0	51,000,000
合 計	689,788,066	263,135,700	37,300,000	915,623,766

3. 特定資産の財源等の内訳

特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当 期 末 残 高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
退職給付引当資産	44,343,402	0	0	44,343,402
公益事業準備積立資産	542,114,786	0	542,114,786	0
岩沢・菊池等基金資産	36,000,000	36,000,000	0	0
国際アスファルト舗装会議準備引当資産	6,165,578	0	6,165,578	0
世界道路会議準備引当資産	30,000,000	0	30,000,000	0
日本道路会議準備引当資産	15,000,000	0	15,000,000	0
技術交流促進事業準備引当資産	155,000,000	0	155,000,000	0
国際交流事業活動準備引当資産	36,000,000	0	36,000,000	0
講習会等システム化事業準備引当資産	51,000,000	0	51,000,000	0
合 計	915,623,766	36,000,000	835,280,364	44,343,402

4. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

内 容	金 額
(岩沢・菊池等基金資産) 経常収益への振替額	
目的達成による指定解除額	300,000
合 計	300,000

5. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	取 得 価 額	減 価 償 却 累 計 額	当 期 末 残 高
建物付属設備	26,066,656	24,224,531	1,842,125
什器備品	21,460,537	19,802,544	1,657,993
ソフトウェア	142,357,050	106,329,874	36,027,176
合 計	189,884,243	150,356,949	39,527,294

6. リース会計基準適用初年度開始前のファイナンス・リース取引関係 (単位:円)

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	工具器具備品
取得価額相当額	27,208,170
減価償却累計額相当額	15,785,581
期末残高相当額	11,422,589

(2) 未経過リース料期末残高相当額

	1年以内	1年超	合 計
未経過リース料期末残高相当額	4,600,511	7,325,232	11,925,743

(3) 当期の支払リース料相当額、元本相当額及び支払利息相当額

支払リース料相当額	5,355,780
元本相当額	5,069,503
支払利息相当額	286,277

(4) 減価償却費相当額の算出方法は、定額法によっている。

(5) 利息相当額の算出方法は、リース料総額とリース資産計上価額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっている。

貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

1. 特定資産の明細

特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
退職給付引当資産	37,207,702	7,135,700	0	44,343,402
公益事業準備積立資産	542,114,786	0	0	542,114,786
岩沢・菊池等基金資産	36,300,000	0	300,000	36,000,000
国際アスファルト舗装会議準備引当資産	8,165,578	0	2,000,000	6,165,578
世界道路会議準備引当資産	0	30,000,000	0	30,000,000
日本道路会議準備引当資産	30,000,000	0	15,000,000	15,000,000
技術交流促進事業準備引当資産	24,000,000	139,000,000	8,000,000	155,000,000
国際交流事業活動準備引当資産	12,000,000	36,000,000	12,000,000	36,000,000
講習会等システム化事業準備引当資産	0	51,000,000	0	51,000,000
合 計	689,788,066	263,135,700	37,300,000	915,623,766

2. 引当金の明細

退職給付引当金の明細は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	37,207,702	7,135,700	0		44,343,402

財 産 目 録

令和 8 年 3 月 31 日現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)			
現金	手元保管	運転資金として	438,973
預金	(普通預金)		
	みずほ銀行 虎ノ門支店		40,907,623
	三菱UFJ銀行 東京公務部		32,557,360
	三井住友銀行 霞が関支店	運転資金として	22,587,575
	三井住友銀行 東京公務部		41,578,936
	ゆうちょ銀行 ○一九支店		24,141,549
	現金預金合計		162,212,016
その他流動資産			
正会員未収入金	日本道路協会会員	R7年度会費	581,500
図書未収入金	丸善出版(株)	3月分図書各種売上	32,038,808
月刊誌未収入金	「道路」誌 購読者	R7年度月刊誌「道路」購読料	448,816
月刊誌付属未収入金	広告代理店 等	月刊誌「道路」広告掲載料	792,000
正員会費未収入金	日本道路協会会員	第36回道路協会参加費	24,000
国際協力事業未収入金	PIARC活動協力費 等	日本国内委員会活動費 等	2,159,500
図書	各図書印刷会社	図書各種製品在庫	49,576,877
図書仕掛品	日本道路協会	図書各種仕掛品	28,265,206
月刊誌	日本道路協会	月刊誌「道路」製品在庫	1,256,000
前払金	BMS(株) 等	4月分事務局賃料 等	5,385,657
	その他流動資産合計		120,528,364
流動資産合計			282,740,380
(固定資産)			
特定資産			
退職給付引当資産	普通預金 三井住友銀行 霞が関支店	従業員に対する退職金の 支払いに備えたもの。	44,343,402
公益事業準備積立資産	定期預金 三菱UFJ銀行 東京公務部 当座預金 ゆうちょ銀行 ○一九支店	公益目的保有財産であり、 運用益を公益目的事業の 財源として使用している。	353,473,367
日本道路協会 準備引当資産	普通預金 三井住友銀行 霞が関支店	隔年毎に開催する日本道路 協会の会場借上や論文発行 などの事業経費に充当する。	15,000,000
岩沢・菊池等基金資産	普通預金 三井住友銀行 霞が関支店	海外道路研究に関する 事業等に充当する。	36,000,000
国際アスファルト舗装 会議準備引当資産	普通預金 三菱UFJ銀行 東京公務部	国際アスファルト協会 (ISAP) の 舗装会議やシンポジウム会議 などの活動への参加、連携、 協力事業などに充当する。	6,165,578


(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
	世界道路会議 準備引当資産	普通預金 三菱UFJ銀行 東京公務部	世界道路協会(PIARC)の主催する4年毎の世界道路会議に出席し、情報交換などを行うと共に技術展示会に係る事業に充当する。	30,000,000
	技術交流促進事業 準備引当資産	普通預金 三菱UFJ銀行 東京公務部	道路行政や道路を取りまく最近の動向や社会的な話題を取り上げて、セミナーや講演会を開催する経費に充当する。	155,000,000
	国際交流事業活動 準備引当資産	普通預金 三菱UFJ銀行 東京公務部	海外の国際機関及び技術専門家との意見交換会等を主催する他、関連する国際会議へ参画する経費に充当する。	36,000,000
	講習会等システム化 事業準備引当資産	普通預金 三菱UFJ銀行 東京公務部	会員管理システムの設備充実に充当する。	51,000,000
	特定資産合計			915,623,766
その他固定資産	建物付属設備	日本道路協会事務室会議室 間仕切	共用割合 公益目的事業(87%) 管理運営 (13%)	1,842,125
	什器備品	LAN構築周辺機器一式 等	共用割合 公益目的事業(81%) 管理運営 (19%)	1,657,993
	図書	日本道路協会図書室	共用割合 公益目的事業(100%)	200,630
	電話加入権	日本道路協会事務室会議室 設置15基	共用割合 公益目的事業(81%) 管理運営 (19%)	1,127,672
	ソフトウェア	講習会受付等システム	共用割合 公益目的事業(100%)	36,027,176
	その他固定資産			40,855,596
固定資産合計				956,479,362
資産合計				1,239,219,742
(流動負債)	未払金	調査委員会出席者交通費 等	R7年度未払費用	31,409,809
	未払消費税	麹町税務署	R7年度消費税納付額	30,521,000
	会費前受金	日本道路協会会員	R7年度正会員会費	31,600
	預り金	従業員等	源泉所得税及び住民税等	788,907
流動負債合計				62,751,316
(固定負債)	退職給付引当金	従業員に対するもの	退職金の支払いに備えたもの	44,343,402
固定負債合計				44,343,402
負債合計				107,094,718
正味財産				1,132,125,024

監査報告書

令和8年4月28日

公益社団法人日本道路協会
会長 深澤 淳志 殿

監事 高橋 奈香子 

監事 平井 尚 

監事 森戸 義貴 

私たち監事は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの令和7年度の理事の職務の執行について監査を行いましたので、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法に基づき、当該年度に係る事業報告について監査しました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について監査しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

- 一 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

独立監査人の監査報告書

令和8年4月23日

公益社団法人 日本道路協会
会 長 深澤 淳志 殿

猪岐公認会計士事務所
東京都豊島区

公認会計士 猪岐 幸一



〈財務諸表等監査〉

監査意見

私は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第23条の規定に基づく監査に準じて、公益社団法人日本道路協会の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの令和7年度の貸借対照表、損益計算書(公益認定等ガイドライン第5章第2節第1(2)の定めによる「正味財産増減計算書」をいう。)及び財務諸表に対する注記並びに附属明細書について監査し、あわせて正味財産増減計算書内訳表(以下、これらの監査の対象書類を「財務諸表等」という。)について監査を行った。

私は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産及び損益(正味財産増減)の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「財務諸表等の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書並びに財産目録のうち意見の対象とされていない部分である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職

務の執行を監視することにある。

私の財務諸表等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表等の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表等又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

財務諸表等に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表等を作成するに当たり、理事者は、継続組織の前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に基づいて継続組織に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

財務諸表等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は

誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続組織を前提として財務諸表等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組織の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組織の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表等の注記事項が適切でない場合は、財務諸表等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続組織として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表等の表示、構成及び内容、並びに財務諸表等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<財産目録に対する意見>

財産目録に対する監査意見

私は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 23 条の規定に基づく監査に準じて、公益社団法人日本道路協会の令和8年3月31日現在の令和7年度の財産目録（「貸借対照表科目」、「金額」及び「使用目的等」に限る。以下同じ。）について監査を行った。

私は、上記の財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しており、公益認定関係書類と整合して作成されているものと認める。

財産目録に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、財産目録を、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠するとともに、公益認定関係書類と整合して作成することにある。

監事の責任は、財産目録作成における理事の職務の執行を監視することにある。

財産目録に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しており、公益認定関係書類と整合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

法人と私の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

第3号議案

理事及び監事の選任

[公益社団法人日本道路協会 定款抜粋]

第5章 役員

(役員の設定)

第20条 本協会に、次の役員を置く。

理事 30名以上40名以内

監事 3名以内

(役員を選任等)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

理事・監事候補者名簿

(令和 8.6.19)

(五十音順)

(敬称略)

再任理事

石井敏行	(一般社団法人日本道路建設業協会会長)
今泉保彦	(前田道路株式会社代表取締役会長)
宇野文章	(兵庫県土木部長)
風間優	(鹿島建設株式会社代表取締役副社長執行役員)
菊地春海	(株式会社横河ブリッジ専務執行役員)
木村嘉富	(一般財団法人橋梁調査会専務理事)
高橋知道	(東日本高速道路株式会社代表取締役兼副社長執行役員)
高水紀美彦	(一般社団法人日本自動車連盟交通環境部長)
堤忠彦	(一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会会長)
深澤淳志	(一般社団法人関東地域づくり協会理事長)
松井保幸	(中日本高速道路株式会社代表取締役専務執行役員)
南博高	(広島県土木建築局土木整備担当部長)
村山一弥	(一般財団法人建設物価調査会顧問)
森昌文	(前内閣総理大臣補佐官)

(計 14 名)

再任監事

平井尚	(一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会事務局長)
森戸義貴	(一般社団法人日本道路建設業協会副会長兼専務理事)

(計 2 名)

新任理事

海野正美	(福田道路株式会社代表取締役会長)
鎌田修治	(株式会社佐藤渡辺代表取締役社長)
菅原聡	(首都高速道路株式会社常務執行役員)
田仲博幸	(東日本高速道路株式会社取締役兼常務執行役員)
谷田豊	(阪神高速道路株式会社常務執行役員)
久野健一郎	(東京都建設局長)
吉岡幹夫	(前国土交通省事務次官)

(計 7 名)

※肩書は令和 8 年 5 月 21 日現在

任期中の理事・監事

理 事

- 青 木 由 行 (一般財団法人不動産適正取引推進機構理事長)
石 川 雄 一 (日本工営株式会社取締役会長)
石 塚 周 平 (株式会社ガイアート代表取締役社長)
井 上 剛 志 (公益財団法人日本交通管理技術協会会長)
江 坂 行 弘 (一般社団法人日本自動車工業会常務理事)
大 串 葉 子 (同志社大学大学院教授)
大 本 修 (一般社団法人建設コンサルタント協会会長)
小 幡 学 (ニチレキグループ株式会社代表取締役社長)
川 上 孝 裕 (富山県土木部長)
川 田 忠 裕 (一般社団法人日本橋梁建設協会会長)
神 田 昌 幸 (大和ハウス工業株式会社執行役員)
久保田 尚 (埼玉大学大学院教授)
前 佛 和 秀 (一般財団法人道路交通情報通信システムセンター専務理事)
東 福 忠 彦 (前田建設工業株式会社専務執行役員)
永 田 順 宏 (西日本高速道路株式会社取締役常務執行役員)
野 田 勝 (宮地エンジニアリング株式会社顧問)
羽 藤 英 二 (東京大学大学院教授)
寶 来 優 (公益社団法人日本道路協会理事・事務局長)

(計 18 名)

監 事

- 高 橋 奈香子 (公認会計士)

(計 1 名)

第4号議案

公益社団法人日本道路協会定款の 一部変更

[公益社団法人日本道路協会 定款抜粋]

第4章 総 会

(権 限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

(5) 定款の変更

(定款の変更)

第41条 この定款の変更は、総会の決議によって変更することができる。

1. 変更理由

次の（１）～（４）の事由により、公益社団法人日本道路協会定款の一部を変更する必要が生じたため、公益社団法人日本道路協会定款の一部変更するか伺うものです。

（１）総会の召集に電磁的方法を導入

総会の召集に関して、電子メール等の電磁的方法も可能にする。なお、これに伴い、書面についても改めて定款に定める必要が生じたこと。

（２）議決権の行使に電磁的方法を導入

議決権の行使に関して、電子メール等の電磁的方法も可能にする。なお、これに伴い、書面についても改めて定款に定める必要が生じたこと。

（３）議決権の代理権付与及びその取扱い

議決権の電子メール等の電磁的方法も可能にすることにより、改めて定款に定める必要が生じたこと。

（４）総会欠席者の議決権行使の取扱い

議決権の電子メール等の電磁的方法も可能にすることにより、改めて定款に定める必要が生じたこと。

2. 変更内容

（１）総会の召集に電磁的方法を導入

【定款第 15 条（招集）】

以下の 2 項を新たに加える

- 3 会長（前項の規定により会員が招集する場合には、当該会員）は総会の日 14 日前までに、会員に対して、総会の日時、場所、目的事項及び法令で定める事項を記載した書面をもって、通知しなければならない。
- 4 会長は、あらかじめ会員の承諾を得たときは、当該会員に対し、前項の書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。

（２）議決権の行使に電磁的方法を導入

【定款第 17 条（議決権）】

以下を新たに加える

- 2 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法によ

て議決権を行使することができる。

(3) 議決権の代理権付与及びその取扱い

【定款第 17 条（議決権）】

以下の 2 項を新たに加える

- 3 総会に出席できない会員は、他の会員を代理人として総会の議決権を行使することができる。ただし、議長を代理人とすることを防げない。この場合においては、当該会員又は代理人は、代理権を証明する書面（以下「委任状」という。）を本協会に提出しなければならない。また、当該会員又は代理人は、委任状の提出に代えて、委任状に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、会員又は代理人は委任状を提出したとみなす。
- 4 前項の代理権付与は、総会ごとに提出しなければならない。

(4) 総会欠席者の議決権行使の取扱い

【定款第 17 条（議決権）】

以下を新たに加える

- 5 第 2 項及び第 3 項の規定により行使した議決権の数は、出席した会員の議決権の数に参入する。

(5) 本改正の施行時期

【定款附則】

以下を新たに加える

- 6 この定款の一部変更は、令和 8 年 6 月 19 日から施行する。

3. 変更案及び現行条文の対照表

変 更 案	現 行 条 文
第 1 条から第 14 条（略） (招 集) 第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし会長に事故があるときは副会長が招集する。 2 総会員の議決権の 5 分の 1 以上を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。ただし、会長に事故があるときは副会長に対し、請求することができる。	第 1 条から第 14 条（略） (招 集) 第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし会長に事故があるときは副会長が招集する。 2 総会員の議決権の 5 分の 1 以上を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。ただし、会長に事故があるときは副会長に対し、請求することができる。

変 更 案	現 行 条 文
<p><u>3 会長（前項の規定により会員が招集する場合には、当該会員）は総会の日</u><u>の14日前までに、会員に対して、総会の日時、場所、目的事項及び法令で定める事項を記載した書面をもって、通知しなければならない。</u></p> <p><u>4 会長は、あらかじめ会員の承諾を得たときは、当該会員に対し、前項の書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を發することができる。</u></p> <p>第15条の2から第16条（略）</p> <p>（議決権）</p> <p>第17条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。</p> <p><u>2 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができる。</u></p> <p><u>3 総会に出席できない会員は、他の会員を代理人として総会の議決権を行使することができる。ただし、議長を代理人とすることを防げない。この場合においては、当該会員又は代理人は、代理権を証明する書面（以下「委任状」という。）を本協会に提出しなければならない。また、当該会員又は代理人は、委任状の提出に代えて、委任状に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、会員又は代理人は委任状を提出したとみなす。</u></p> <p><u>4 前項の代理権付与は、総会ごとに提出しなければならない。</u></p> <p><u>5 第2項及び第3項の規定により行使した議決権の数は、出席した会員の議決権の数に参入する。</u></p> <p>第18条から第46条（略）</p> <p>（附則）</p> <p><u>この定款の一部変更は、令和8年6月19日から施行する。</u></p>	<p>第15条の2から第16条（略）</p> <p>（議決権）</p> <p>第17条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。</p> <p>第18条から第46条（略）</p>

(参考)

令和8年6月19日一部変更部分反映

公益社団法人日本道路協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本道路協会（以下「本協会」という。）と称する。

2 本協会の英語名表記を JAPAN ROAD ASSOCIATION（略称 JARA）と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本協会は、国内外の道路の果たす多様な役割を通じて、国民生活に不可欠な道路政策のあり方を研究し、道路に関する知識の普及啓発に努め、道路及び交通の発達を推進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 道路及び交通に関する企画、調査及び研究
- (2) 道路及び交通に関する広報及び啓発
- (3) 道路及び交通に関する研究会及び講習会等の開催
- (4) 道路及び交通に関する計画、設計及び施工の指導
- (5) 道路及び交通に関する定期刊行物、図書その他印刷物の刊行
- (6) 学会、協会その他本協会の目的に適合する団体に対する協力
- (7) 道路及び交通に関する国際会議への協力、参加等国際交流の推進
- (8) 関係行政機関への協力及び提言
- (9) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会 員

(協会の構成員)

第5条 本協会の会員は、次の3種とし、いずれも次条の規定により本協会の会員となったものをもって構成する。

- (1) 正会員 道路及び交通に関係ある個人で本協会の目的に賛同して入会したもの
- (2) 特別会員 道路及び交通に関係ある団体で本協会の目的に賛同して入会したもの
- (3) 名誉会員 本協会に功労のあった者又は学識経験者で理事会において推薦された者

2 前項の会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本協会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

2 特別会員にあっては、団体の代表者として本協会に対し総会において議決権を行使する者（1人に限る。以下「指定代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。ただし、指定代表者が正会員であることを妨げない。

(経費の負担)

第7条 本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。

- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 本協会は、会員がその資格を喪失した場合は、既納の会費その他抛出金等は返還しない。

第4章 総 会

(構 成)

第12条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合において臨時総会を開催する。

(招 集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし会長に事故があるときは副会長が招集する。

2 総会員の議決権の5分の1以上を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。ただし、会長に事故があるときは副会長に対し、請求することができる。

3 会長（前項の規定により会員が招集する場合には、当該会員）は総会の日14日前までに、会員に対して、総会の日時、場所、目的事項及び法令で定める事項を記載した書面をもって、通知しなければならない

4 会長は、あらかじめ会員の承諾を得たときは、当該会員に対し、前項の書面による通知の発出に

代えて、電磁的方法により通知を発することができる。

(電子提供措置)

第15条の2 本協会は、総会の招集に際し、総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、副会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

2 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができる。

3 総会に出席できない会員は、他の会員を代理人として総会の議決権を行使することができる。ただし、議長を代理人とすることを防げない。この場合においては、当該会員又は代理人は、代理権を証明する書面（以下「委任状」という。）を本協会に提出しなければならない。また、当該会員又は代理人は、委任状の提出に代えて、委任状に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、会員又は代理人は委任状を提出したとみなす。

4 前項の代理権付与は、総会ごとに提出しなければならない。

5 第2項及び第3項の規定により行使した議決権の数は、出席した会員の議決権の数に参入する。

(決議)

第18条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事及び監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が前項の議事録に署名又は記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第20条 本協会に、次の役員を置く。

理事 30名以上40名以内

監事 3名以内

- 2 理事のうち、1名を会長、2名以内を副会長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の会長を代表理事とする。
- 4 会長以外の理事のうち15名以内（副会長、専務理事を含む。）を業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事又は業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、本協会の業務を執行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して本協会の業務を執行する。
- 5 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本協会の業務を分担執行する。
- 6 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 役員は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第26条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び外部監事（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第5条第16号に該当する者）に対しては、総会において定める総額の範囲内で、理事会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の免除)

第27条 本協会は、役員の一社団法人・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第6章 名誉会長、名誉会員及び顧問

(名誉会長及び名誉会員)

第28条 本協会は、名誉会長の称号を授与することができる。

- 2 名誉会長は、特に本協会に功労のあった者の中から、理事会の推薦により、総会において決定する。
- 3 名誉会長は、名誉会員とする。

(顧問)

第29条 本協会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ、又は会長に対し意見を述べることができる。
- 4 顧問の任期は、委嘱の日から次期定時総会終了の日までとする。
- 5 顧問は無報酬とする。

第7章 理事会

(構成)

第30条 本協会に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 名誉会員及び顧問の推薦の決議
- (5) 委員会設置の決議

(招 集)

第32条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き会長が招集する。ただし、会長に事故があるときは、副会長が招集する。

(議 長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、副会長がこれに当たる。

(決 議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第8章 委 員 会

(委員会)

第36条 会長は、本協会の会務の円滑な運営を図るため、理事会の決議を経て、委員会を置くことができる。

2 委員会の設置及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会規程によるものとする。

第9章 会 計

(事業年度)

第37条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 本協会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を得て、直近の総会に報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第40条 会長は、公益認定法施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4項の書類に記載するものとする。

第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 41 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 42 条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消等に伴う贈与)

第 43 条 本協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に公益認定法第 5 条第 20 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 44 条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第 5 条第 20 号に掲げる法人に贈与するものとする。

第 11 章 事 務 局

(設置等)

第 45 条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の審議を経て、会長が別に定める。

第 12 章 公告の方法

(公告の方法)

第 46 条 本協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 本協会の最初の会長は井上啓一とする。

- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款の一部変更は、令和7年6月20日から施行する。
- 5 第13条及び第39条の「活動計算書」は、「公益法人会計基準（令和6年12月 内閣府公益認定等委員会）」による会計基準を適用するまでの間は、「正味財産増減計算書」と読み替える。
- 6 この定款の一部変更は、令和8年6月19日から施行する。

第5号議案

「会費に関する規則」の制定及びこれに伴う 「会費及び特別会員の特典に関する規則」の廃止

[公益社団法人日本道路協会 定款抜粋]

第3章 会 員

(経費の負担)

第7条 本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

[会費及び特別会員の特典に関する規則 抜粋]

第3章 補 足

(経費の負担)

第5条 この規則は、総会において出席会員の3分の2以上の同意を経なければ変更することができない。

1. 制定及び廃止理由

次の(1)～(2)の事由により、新たに「会費に関する規則」を制定し、これに伴い「会費及び特別会員の特典に関する規則」を廃止する。

(1) 会員特典を総会決議から、理事会で審議・決定に変更

現在、会員特典については、「会費及び特別会員の特典に関する規則」第4条に規定されており、総会での議決を得ないと、追加・変更ができない。このため、社会情勢や会員ニーズに合わせて迅速かつ柔軟に対応できるように、理事会において審議を実施し、会員へのサービス提供をスムーズに行うことができるようにするため。

(2) 決議要件の改正

規則の変更については、現行の3分の2以上という特別決議に近い要件を一般社団法人法における普通決議の原則（過半数）に合わせるため。

(3) 規則の制定及び廃止について

上記(1)及び(2)を受け、「会費及び特別会員の特典に関する規則（昭和46年5月19日制定）」の会費にかかわる部分については、「会費に関する規則」として改めて規則として制定し、また同規則に、「会員の特典は理事会で定める」旨を規定。これに伴い、「会費及び特別会員の特典に関する規則（昭和46年5月19日制定）」は、廃止する。

(4) 施行時期

令和9年4月1日

2. 会費に関する規則案

会費に関する規則（案）

公益社団法人日本道路協会定款第7条に規定する総会において別に定める額（以下「会費」という。）に関しては、この規則の定めるところによる。

（会 費）

第1条 会費は、会員の区分に応じて、次のとおりとする。

正会員 年額 金 6,000円

特別会員

1級 同 金 400,000円

2級	同	金 300,000 円
3級	同	金 200,000 円
4級	同	金 150,000 円
5級	同	金 90,000 円
6級	同	金 60,000 円
7級	同	金 30,000 円

(納 付)

第2条 会費は、毎年当該年度分を、年度終了までに納入しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、分納することができる。

2 年度途中で入会する正会員は、当該年度の会費についてはその翌月分から月割りで算定した額とすることができる。

(会費の免除)

第3条 名誉会員は、会費を免除する。

(会員の特典)

第4条 会員の特典は、理事会において別に定める。

(規則の変更)

第5条 この規則は、総会において出席会員の2分の1以上の同意を経なければ変更することができない。

附 則

この規則は、令和9年4月1日から適用する。

この規則の施行に伴い、「会費及び特別会員の特典に関する規則」(昭和46年5月19日制定)はその効力を失う。

3. 「会費に関する規則(案)」及び「会費及び特別会員の特典に関する規則」 対照表

会費に関する規則(案)	会費及び特別会員の特典に関する規則(現行)																																																																														
<p>公益社団法人日本道路協会定款第7条に規定する総会において別に定める額(以下「会費」という。)に関しては、この規則の定めるところによる。</p> <p>(会費) 第1条 会費は、会員の区分に応じて、次のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>正会員</td> <td>年額</td> <td>金</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>特別会員</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1級</td> <td>同</td> <td>金</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>同</td> <td>金</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>同</td> <td>金</td> <td>200,000円</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>同</td> <td>金</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td>同</td> <td>金</td> <td>90,000円</td> </tr> <tr> <td>6級</td> <td>同</td> <td>金</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>7級</td> <td>同</td> <td>金</td> <td>30,000円</td> </tr> </table> <p>(納付) 第2条 会費は、毎年当該年度分を、年度終了までに納入しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、分納することができる。</p> <p>2 年度途中で入会する正会員は、当該年度の会費についてはその翌月分から月割りで算定した額とすることができる。</p> <p>(会費の免除) 第3条 名誉会員は、会費を免除する。</p> <p>(会員の特典) 第4条 会員の特典は、理事会において別に定める。</p>	正会員	年額	金	6,000円	特別会員				1級	同	金	400,000円	2級	同	金	300,000円	3級	同	金	200,000円	4級	同	金	150,000円	5級	同	金	90,000円	6級	同	金	60,000円	7級	同	金	30,000円	<p>日本道路協会定款第7条に規定する総会において別に定める額(以下「会費」という。)及び特別会員の特典に関しては、この規則の定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;"><u>第1章 会費</u></p> <p>(会費) 第1条 会費は、会員の区分に応じて、次のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>正会員</td> <td>年額</td> <td>金</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>特別会員</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1級</td> <td>同</td> <td>金</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>同</td> <td>金</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>同</td> <td>金</td> <td>200,000円</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>同</td> <td>金</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td>同</td> <td>金</td> <td>90,000円</td> </tr> <tr> <td>6級</td> <td>同</td> <td>金</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>7級</td> <td>同</td> <td>金</td> <td>30,000円</td> </tr> </table> <p>(納付) 第2条 会費は、毎年当該年度分を、年度終了までに納入しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、分納することができる。</p> <p>2 年度途中で入会する正会員は、当該年度の会費についてはその翌月分から月割りで算定した額とすることができる。</p> <p>(会費の免除) 第3条 名誉会員は、会費を免除する。</p> <p style="text-align: center;"><u>第2章 特別会員の特典</u></p> <p>(特別会員の特典) 第4条 特別会員は、機関誌「道路」の配布及び本協会の主催する講演会、講習会、研修会、その他の行事への参加については次の区分に応じて、その特典を有する。</p> <table border="0"> <tr> <td>1級</td> <td>正会員</td> <td>10名分</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>同</td> <td>7名分</td> </tr> </table>	正会員	年額	金	6,000円	特別会員				1級	同	金	400,000円	2級	同	金	300,000円	3級	同	金	200,000円	4級	同	金	150,000円	5級	同	金	90,000円	6級	同	金	60,000円	7級	同	金	30,000円	1級	正会員	10名分	2級	同	7名分
正会員	年額	金	6,000円																																																																												
特別会員																																																																															
1級	同	金	400,000円																																																																												
2級	同	金	300,000円																																																																												
3級	同	金	200,000円																																																																												
4級	同	金	150,000円																																																																												
5級	同	金	90,000円																																																																												
6級	同	金	60,000円																																																																												
7級	同	金	30,000円																																																																												
正会員	年額	金	6,000円																																																																												
特別会員																																																																															
1級	同	金	400,000円																																																																												
2級	同	金	300,000円																																																																												
3級	同	金	200,000円																																																																												
4級	同	金	150,000円																																																																												
5級	同	金	90,000円																																																																												
6級	同	金	60,000円																																																																												
7級	同	金	30,000円																																																																												
1級	正会員	10名分																																																																													
2級	同	7名分																																																																													

会費に関する規則（案）	会費及び特別会員の特典に関する規則（現行）															
<p>（規則の変更）</p> <p>第5条 この規則は、総会において出席会員の<u>2分の1</u>以上の同意を経なければ変更することができない。</p> <p>附 則 この規則は、令和9年4月1日から適用する。 <u>この規則の施行に伴い、「会費及び特別会員の特典に関する規則」(昭和46年5月19日制定)はその効力を失う。</u></p>	<table border="0" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td style="padding: 0 10px;">3級</td><td style="padding: 0 10px;">同</td><td style="padding: 0 10px;">5名分</td></tr> <tr><td style="padding: 0 10px;">4級</td><td style="padding: 0 10px;">同</td><td style="padding: 0 10px;">4名分</td></tr> <tr><td style="padding: 0 10px;">5級</td><td style="padding: 0 10px;">同</td><td style="padding: 0 10px;">3名分</td></tr> <tr><td style="padding: 0 10px;">6級</td><td style="padding: 0 10px;">同</td><td style="padding: 0 10px;">2名分</td></tr> <tr><td style="padding: 0 10px;">7級</td><td style="padding: 0 10px;">同</td><td style="padding: 0 10px;">1名分</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">第3章 補 則</p> <p>（規則の変更）</p> <p>第5条 この規則は、総会において出席会員の<u>3分の2</u>以上の同意を経なければ変更することができない。</p> <p>附 則 この規則は、平成24年5月22日から適用する。</p>	3級	同	5名分	4級	同	4名分	5級	同	3名分	6級	同	2名分	7級	同	1名分
3級	同	5名分														
4級	同	4名分														
5級	同	3名分														
6級	同	2名分														
7級	同	1名分														

第1号報告

令和8年度事業計画書

令和 8 年度事業計画書

協会は、道路の果たす多様な役割を通じて、安全で活力ある社会のために、道路政策の展望や直面する広範囲な課題等道路に関するさまざまな研究成果を提供し、もって公共の福祉の増進に寄与する各種事業活動を展開する。このため、事業活動にあたっては、公益社団法人として公益性が求められる公益目的事業を主たる事業として実施しながら、事業の健全性・継続性を十分考慮しつつ、健全な協会運営を維持していくものとする。

令和 8 年度は、今後とも健全な運営を確保するため、引き続き事業毎の継続的な収支改善の見直しを行うとともに、中長期的な課題について各委員会等で検討していくものとする。

1. 調査・研究事業

産学官連携による道路に関する施策・技術等の提言及び実務に活用できる指針類の作成を基本とし、ニーズの把握による適時性と新分野への取組を積極的に行う。

委員会名	審 議 内 容	発刊予定
交通工学委員会 道路構造規格小委員会 交通安全小委員会	下記図書の作成・審議等 1) 「道路構造令の解説と運用」次期改訂に向けた検討 2) 路面施設の活用状況をふまえた今後の対応方針整理 1) 「道路照明施設設置基準・同解説」フォローアップ 2) 「防護柵の設置基準・同解説 / ボラードの設置便覧」次期改訂に向けた検討 3) 「道路標識設置基準・同解説」次期改訂に向けた検討 4) 「道路標識構造便覧」次期改訂に向けた検討	
橋 梁 委 員 会 性能評価・診断小委員会 品質保証小委員会	下記図書の作成・審議等 1) 「道路橋示方書の運用にあたっての設計の手引き (仮称)」(新刊) 2) 「道路橋耐久性能設計便覧」(新刊) 3) 「道路橋耐風設計便覧」(改訂) 4) 「道路橋耐震設計便覧」(新刊) 5) 「道路橋補修・補強事例集」(新刊) 原案作成 6) 「道路橋補修補強便覧」(新刊) 原案作成 7) 「道路橋床版防水便覧」(改訂) 原案作成	R8. 6 R8. 8 R8. 8 R8.10

委員会名	審 議 内 容	発刊予定
舗装委員会 総括小委員会 舗装マネジメント小委員会 環境・再生利用小委員会 舗装性能評価小委員会	下記図書の作成・審議等 「舗装の構造に関する技術基準・同解説」(改訂) 舗装のライフサイクルコスト算定方法の検討 「舗装再生便覧」次期改訂に向けた検討 指針・便覧類の改訂に向けた課題整理	R8.11
舗装設計施工小委員会	1) 「アスファルト混合所便覧」(改訂) 2) 現行の指針、便覧に代わる技術図書体系の検討	R8.12
道路土工委員会 共通小委員会 盛土工小委員会 擁壁工小委員会 カルバート工小委員会 切土工・斜面安定工小委員会 性能規定化WG 維持管理WG	下記図書の作成・審議等 1) 「道路土工－共通指針(仮称)」(改訂) 2) 「道路土工－盛土工指針」改訂原案作成 4) 「道路土工－擁壁工指針」改訂原案作成 5) 「道路土工－カルバート工指針」改訂素案作成 6) 「道路土工－切土工・斜面安定工指針」改訂素案作成 7) 道路土工構造物の性能規定化に向けた課題整理 8) 「維持管理に関する参考資料(仮称)」(新刊)	R9.3
トンネル委員会 トンネル維持管理小委員会 トンネル付属施設小委員会 トンネル設計・施工小委員会	下記図書の作成・審議等 「道路トンネル維持管理便覧(本体工編)」改訂案の検討 「道路トンネル技術基準(換気編)」改訂素案作成 「道路トンネル技術基準(構造編)・同解説」(改訂)	R9.3
道路震災対策委員会	下記図書の作成・審議等 「道路震災対策便覧(震前対策編)」(改訂)	R8.5
道路維持修繕委員会	下記図書の作成・審議等 1) HP公表中の事例集更新 2) 「道路の維持管理」改訂の方向性および課題の整理 3) 「電線共同溝点検の手引き」発出を受けて、不具合事例の収集・分析	

2. 成果の提供・普及事業

1) 紙 図 書

道路技術者の一層の利便に資するため、調査委員会の成果を踏まえ、適宜、適切な刊行の実施に努めるものとし、今年度は以下の図書を発刊する。

(1) 改 訂 (9点)

「道路震災対策便覧（震前対策編）」

「道路橋示方書の運用にあたっての設計の手引き（仮称）」

「道路橋耐久性能設計便覧」

「道路橋耐風設計便覧」

「道路橋耐震設計便覧」

「舗装の構造に関する技術基準・同解説」

「アスファルト混合所便覧」

「道路土工－共通指針（仮称）」

「道路トンネル技術基準（構造編）・同解説」

(2) 既刊図書の増刷

読者のニーズに合わせ増刷する。

2) 電子図書

改訂9点の発刊を行うとともに既刊図書も含めた必要なバージョンアップを実施する。

3) 機関誌「道路」の発行

機関誌「道路」については、安全な社会基盤の強化や会員相互の技術向上を目的に、技術情報や地域情報の充実、また国際情報の充実を図りながら、令和8年4月号から令和9年3月号まで各月平均7,800部を発行する。

4) 講習会、講演会等の開催

調査委員会において成案を得たもの、または、現在検討中の指針、要綱、便覧についての専門的な知識の普及を図るため、講習会を適時に開催するとともに道路政策の最新の動向や目指すべき方向等を紹介する「政策編」と道路の技術基準を解説する「技術編」から成る道路セミナーを

適時に開催する。

また、道路施策に関する説明会を適時に開催する。

そのほか、会員の要望を踏まえたテーマに沿った講演会等を開催する。

開催に当たっては広報による周知の徹底を図り、参加者の拡大に努める。

- (1) 「出版図書に関する講習会」(現地・WEB 開催)
- (2) 「道路セミナー (政策編・技術編)」(WEB 開催)
- (3) 「道路施策に関する説明会」(WEB 開催)

5) 第 37 回日本道路会議の準備

令和 9 年度の開催にむけて諸準備を行う。

6) 道路広報

- (1) 道路への理解とその普及のため、次の道路広報啓発活動

道路整備に対する国民のニーズを把握するとともに、社会資本として道路の役割、必要性等について広く国民的理解を求める広報啓発活動を、関係団体等の協力と連携を図りながら広く展開する。

- (2) 道路関係資料等の保存・活用システムを構築

道路関係資料等の保存・活用システムの構築に向け、今後必要なデータを適宜利用できる環境整備を行う。

- (3) ホームページの改善

最新の技術資料・情報提供を行うため、ホームページの改善を前年度に引き続き行う。

3. 国際協力事業

道路関連産業や道路技術の海外展開を支援する道路協会の機能強化および、協会会員への国際活動成果の還元を運営方針として、以下の事業を実施する。

1) PIARC (World Road Association : 世界道路協会) 関連事業

- (1) 実行委員会・総会等

令和 8 年 10 月 21 - 23 日の間にメキシコ、メリダ市で開催される総会に PIARC 分科会長の吉岡幹夫氏ほか関係者が出席し、各国の関係者らと情報交換、意見交換を図る。

- (2) 第 28 回世界道路会議 (バンクーバー世界大会) への参加

令和 9 年 10 月 4 - 8 日の間にカナダ、バンクーバー市で開催されるバンクーバー世界大会に向けて、大会準備委員会を設置し、準備調整等を行うとともに、日本の参加を促す。

(3) 技術委員会

世界各国で開催される技術委員会等に日本の委員を派遣し、最新の道路技術・政策に関する情報交換、共同研究の推進を図る。

(4) PIARC 活動報告会の実施

PIARC 活動の国内への成果還元等を目的に、主として PIARC 技術委員会の活動計画・活動状況につき国内関係者へ共有し、PIARC 活動全般について報告を行う。

(5) 技術委員会活動報告の機関誌「道路」掲載

日本の委員が参加している技術委員会の活動報告を、当協会機関誌「道路」へ継続的に掲載することにより、国内における PIARC 活動成果の共有、委員会活動の活性化を図る。

(6) 各種レポート等の国内案内

PIARC が発行する各種報告書につき、当協会ウェブサイト掲載などを通じて、日本道路協会会員ほか国内関係者へ案内を行う。

(7) PIARC 本部事務局への技術者派遣

本部事務局の要請に基づき、テクニカルアドバイザー（東日本高速道路株式会社所属）1名の派遣を引き続き行う。

2) IRF (International Road Federation : 国際道路連盟) 関連事業

(1) 理事会・総会等

令和 8 年度に開催される理事会および総会等に、当協会を代表して IRF 分科会長の山中義之氏が出席し、道路に関する情報交換等を行う。

(2) IRF グローバルロード会議

令和 8 年 11 月 3 - 6 日の間に米国、サンフランシスコ市で開催予定の第 9 回 IRF グローバルロード会議について、国内関係者へ案内を行い日本からの参加を検討する。

(3) IRF 奨学生帰国報告会の開催

IRF 奨学生の帰国報告会を開催し、IRF 奨学生制度の意義や IRF 活動について情報交換、意見交換を行い、国内において本奨学生制度への理解の促進を図る。

(4) IRF 奨学基金への協力および令和 8 年度 IRF 奨学生の推薦

関係団体・企業の賛助を得て IRF 奨学基金に協力するとともに、令和 8 年度 IRF 奨学生の推薦を行う。

(5) 令和 9 年度 IRF 奨学生

令和 9 年度 IRF 奨学生を募集し、選考を実施する。

3) REAAA (Road Engineering Association of Asia and Australasia :

アジア・オーストラレーシア道路技術協会) 関連事業

(1) 評議員会等

令和 8 年 4 月 22 - 23 日に台湾、台北市にて開催される第 126 回評議委員会等、および同

年秋にインドネシアにて開催予定の第 127 回評議委員会等に協会を代表して REAAA 分科会長の土井弘次氏ほか関係者が出席し、道路に関する情報交換および意見交換等を行う。

(2) 技術委員会

技術委員会として設置されている舗装小委員会の活動への日本からの参加し、調査・分析等を実施する。

(3) 若手技術者の活動促進

REAAA に登録している日本の若手技術者の活動促進を図る。

4) 国際ウェビナーの実施

(1) 道路分野における国際的な取り組みや事例を紹介するためのウェビナーを実施する。

5) 国際活動報告の機関誌「道路」掲載

(1) 道路分野における国際的な取り組みや事例を紹介するため、当協会機関誌「道路」に報告を掲載する。

6) 海外留学生研究援助

(1) 海外留学等を行う道路関係実務経験者に研究援助金を給付する。

7) その他（道路関係国際会議等への協力）

(1) 国内外で開催される道路関係の国際会議等へ協力し、国際交流の推進を図る。

8) 国際アスファルト舗装学会活動等

(1) 海外の舗装関係協会との一層の協力を図り、各国の最新動向や新たな知見を収集し国内舗装関係者に共有すると共に、日本の技術力と SURF2026 の開催の PR にも努める。

9) SURF2026 の日本開催

(1) 令和 8 年 11 月 9 - 11 日の間に東京で開催予定の路面性状に関する国際シンポジウム (SURF) について、当協会に設置した実行委員会を主催とし、PIARC 他、日本の関連団体との共催により実施する。

4. 表彰等その他事業

1) 道路功労者の表彰

道路整備事業の推進、道路愛護等に功績のあった団体及び個人を「道の日」に表彰する。

2) 会長奨励賞の表彰

定時総会に合わせ、令和7年度の本奨励賞を表彰するとともに、前年度に引き続き、道路技術の進展に寄与することを目的とし、自らの創意工夫を加え、その後の業務遂行に多大な成果をあげた者の選定を実施する。

3) 公益事業協力

地方の道路技術者の質的向上に資するため、適宜、地方において講演会、現場見学会等を開催する。

また、「全国交通安全運動」その他道路及び交通の発達を推進する事業等本協会の目的に適合する各種公益的事業に協力する。

5. 組織の強化

本協会の基盤を強化するため、ブロック担当参与による会員のニーズを踏まえた地域活動やホームページによる最新情報の提供等を行う。

また、令和8年4月から会員マイページを開設し、会員とのコミュニケーション、会員サービスの向上を図る。

6. その他

来年創立80年を迎えることから、70年から10年のあゆみを整理し、それを雑誌「道路」の紙面等を活用しながら、会員等にご案内していく。

第2号報告

令和8年度収支予算書

令和8年度収支予算総括表(1)

(令和8年4月1日から令和9年3月31日)

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計			法人会計			合 計		
	当年度	前年度	増 減	当年度	前年度	増 減	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部									
1. 経常増減の部									
(1) 経常収益									
特定資産運用益	204,000	16,000	188,000				204,000	16,000	188,000
特定資産受取利息	204,000	16,000	188,000				204,000	16,000	188,000
受取会費	61,850,000	101,527,000	△ 39,677,000	61,850,000	60,110,000	1,740,000	123,700,000	161,637,000	△ 37,937,000
正会員受取会費	11,800,000	11,500,000	300,000	11,800,000	11,500,000	300,000	23,600,000	23,000,000	600,000
特別会員受取会費	50,050,000	48,610,000	1,440,000	50,050,000	48,610,000	1,440,000	100,100,000	97,220,000	2,880,000
日本道路会議正員受取会費	0	19,780,000	△ 19,780,000				0	19,780,000	△ 19,780,000
日本道路会議賛助員受取会費	0	21,637,000	△ 21,637,000				0	21,637,000	△ 21,637,000
事業収益	341,025,000	379,471,000	△ 38,446,000				341,025,000	379,471,000	△ 38,446,000
講習会事業収益	9,226,000	54,035,000	△ 44,809,000				9,226,000	54,035,000	△ 44,809,000
成果公表事業収益	331,799,000	324,006,000	7,793,000				331,799,000	324,006,000	7,793,000
図書収益	319,899,000	312,506,000	7,393,000				319,899,000	312,506,000	7,393,000
月刊誌収益	2,400,000	2,000,000	400,000				2,400,000	2,000,000	400,000
月刊誌付属収益	9,500,000	9,500,000	0				9,500,000	9,500,000	0
日本道路会議事業収益	0	1,430,000	△ 1,430,000				0	1,430,000	△ 1,430,000
受取補助金等	26,900,000	26,200,000	700,000				26,900,000	26,200,000	700,000
受取民間助成金	26,900,000	26,200,000	700,000				26,900,000	26,200,000	700,000
IRF収益	2,350,000	2,350,000	0				2,350,000	2,350,000	0
国際活動収益	4,250,000	22,350,000	△ 18,100,000				4,250,000	22,350,000	△ 18,100,000
PIARC活動収益	1,500,000	1,500,000	0				1,500,000	1,500,000	0
SURF活動収益	18,800,000	0	18,800,000				18,800,000	0	18,800,000
受取寄付金	350,000	350,000	0				350,000	350,000	0
受取寄付金	50,000	50,000	0				50,000	50,000	0
受取寄付金振替額	300,000	300,000	0				300,000	300,000	0
雑収益	340,000	142,000	198,000	251,000	321,000	△ 70,000	591,000	463,000	128,000
受取利息	240,000	5,000	235,000				240,000	5,000	235,000
雑収益	100,000	137,000	△ 37,000	251,000	321,000	△ 70,000	351,000	458,000	△ 107,000
経常収益計	430,669,000	507,706,000	△ 77,037,000	62,101,000	60,431,000	1,670,000	492,770,000	568,137,000	△ 75,367,000
(2) 経常費用									
事業費	443,820,000	497,784,000	△ 53,964,000				443,820,000	497,784,000	△ 53,964,000
役員報酬	11,602,000	11,602,000	0				11,602,000	11,602,000	0
給料手当	74,614,000	75,095,000	△ 481,000				74,614,000	75,095,000	△ 481,000
臨時雇賃金	1,500,000	1,500,000	0				1,500,000	1,500,000	0
退職給付費用	6,390,000	4,798,000	1,592,000				6,390,000	4,798,000	1,592,000
福利厚生費	13,932,000	13,186,000	746,000				13,932,000	13,186,000	746,000
会議費	6,592,000	5,672,000	920,000				6,592,000	5,672,000	920,000
旅費交通費	11,372,000	14,872,000	△ 3,500,000				11,372,000	14,872,000	△ 3,500,000
通信運搬費	14,624,000	15,588,000	△ 964,000				14,624,000	15,588,000	△ 964,000
減価償却費	32,262,000	35,650,000	△ 3,388,000				32,262,000	35,650,000	△ 3,388,000
消耗什器備品費	0	0	0				0	0	0
消耗品費	11,840,000	14,940,000	△ 3,100,000				11,840,000	14,940,000	△ 3,100,000
修繕費	0	0	0				0	0	0
印刷製本費	90,805,000	100,590,000	△ 9,785,000				90,805,000	100,590,000	△ 9,785,000
光熱水料費	1,280,000	1,250,000	30,000				1,280,000	1,250,000	30,000
賃借料	58,757,000	91,943,000	△ 33,186,000				58,757,000	91,943,000	△ 33,186,000
諸謝金	10,486,000	16,685,000	△ 6,199,000				10,486,000	16,685,000	△ 6,199,000
租税公課	9,696,000	6,350,000	3,346,000				9,696,000	6,350,000	3,346,000
支払助成金	10,128,000	11,116,000	△ 988,000				10,128,000	11,116,000	△ 988,000
委託費	69,556,000	74,020,000	△ 4,464,000				69,556,000	74,020,000	△ 4,464,000
雑費	8,384,000	2,927,000	5,457,000				8,384,000	2,927,000	5,457,000

令和8年度収支予算総括表(2)

(令和8年4月1日から令和9年3月31日)

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計			法 人 会 計			合 計		
	当年度	前年度	増 減	当年度	前年度	増 減	当年度	前年度	増 減
管理費				47,997,000	45,634,000	2,363,000	47,997,000	45,634,000	2,363,000
役員報酬				2,793,000	2,794,000	△ 1,000	2,793,000	2,794,000	△ 1,000
給料手当				17,502,000	16,440,000	1,062,000	17,502,000	16,440,000	1,062,000
退職給付費用				1,508,000	1,135,000	373,000	1,508,000	1,135,000	373,000
福利厚生費				3,268,000	3,093,000	175,000	3,268,000	3,093,000	175,000
会議費				2,000,000	2,100,000	△ 100,000	2,000,000	2,100,000	△ 100,000
旅費交通費				150,000	140,000	10,000	150,000	140,000	10,000
通信運搬費				3,500,000	2,910,000	590,000	3,500,000	2,910,000	590,000
減価償却費				170,000	183,000	△ 13,000	170,000	183,000	△ 13,000
消耗什器備品費				0	0	0	0	0	0
消耗品費				2,420,000	2,250,000	170,000	2,420,000	2,250,000	170,000
修繕費				0	0	0	0	0	0
印刷製本費				1,519,000	1,250,000	269,000	1,519,000	1,250,000	269,000
光熱水料費				220,000	220,000	0	220,000	220,000	0
賃借料				8,239,000	8,576,000	△ 337,000	8,239,000	8,576,000	△ 337,000
諸謝金				3,441,000	3,276,000	165,000	3,441,000	3,276,000	165,000
租税公課				10,000	10,000	0	10,000	10,000	0
支払助成金				0	0	0	0	0	0
委託費				257,000	257,000	0	257,000	257,000	0
雑費				1,000,000	1,000,000	0	1,000,000	1,000,000	0
経常費用計	443,820,000	497,784,000	△ 53,964,000	47,997,000	45,634,000	2,363,000	491,817,000	543,418,000	△ 51,601,000
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 13,151,000	9,922,000	△ 23,073,000	14,104,000	14,797,000	△ 693,000	953,000	24,719,000	△ 23,766,000
評価損益等計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	△ 13,151,000	9,922,000	△ 23,073,000	14,104,000	14,797,000	△ 693,000	953,000	24,719,000	△ 23,766,000
2. 経常外増減の部									
(1) 経常外収益									
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用									
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計振替額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 13,151,000	9,922,000	△ 23,073,000	14,104,000	14,797,000	△ 693,000	953,000	24,719,000	△ 23,766,000

令和8年度収支予算内訳表(1)

(令和8年4月1日から令和9年3月31日)

(単位:千円)

科 目	公益目的事業会計(道路及び交通に関する知識の普及啓発)											法人会計	合 計		
	調査・研究 事業	成果提供・普及事業					国際協力事業		表彰等その他事業		共通			小計	
	調査・研究	図書	月刊誌 「道路」	講習会	日本 道路会議	道路広報	国際交流	SURF	道路功労 者表彰	公益事業 協力					
I 一般正味財産増減の部															
1. 経常増減の部															
(1) 経常収益															
特定資産運用益					0						204	204			204
特定資産受取利息					0						204	204			204
受取会費					0						61,850	61,850	61,850		123,700
正会員受取会費											11,800	11,800	11,800		23,600
特別会員受取会費											50,050	50,050	50,050		100,100
日本道路会議正員受取会費					0							0			0
日本道路会議賛助員受取会費					0							0			0
事業収益	0	319,899	11,900	9,226	0							341,025			341,025
講習会事業収益				9,226								9,226			9,226
成果公表事業収益		319,899	11,900									331,799			331,799
図書収益		319,899										319,899			319,899
月刊誌収益			2,400									2,400			2,400
月刊誌付属収益			9,500									9,500			9,500
日本道路会議事業収益					0							0			0
展示収入					0							0			0
受取補助金等							8,100	18,800				26,900			26,900
受取民間助成金							8,100	18,800				26,900			26,900
IRF収益							2,350					2,350			2,350
国際活動収益							4,250					4,250			4,250
PIARC活動収益							1,500					1,500			1,500
SURF活動収益								18,800				18,800			18,800
受取寄付金							300				50	350			350
受取寄付金											50	50			50
受取寄付金振替額							300					300			300
雑収益					15		0				325	340	251		591
受取利息					15						225	240			240
雑収益											100	100	251		351
経常収益計	0	319,899	11,900	9,226	15	0	8,400	18,800	0	0	62,429	430,669	62,101		492,770

令和8年度収支予算内訳表(2)

(令和8年4月1日から令和9年3月31日)

(単位:千円)

科 目	公益目的事業会計(道路及び交通に関する知識の普及啓発)											法人会計	合 計		
	調査・研究 事業	成果提供・普及事業					国際協力事業		表彰等其他事業		共通			小計	
	調査・研究	図書	月刊誌 「道路」	講習会	日本 道路会議	道路広報	国際交流	SURF	道路功勞 者表彰	公益事業 協力					
(2)経常費用															
事業費	42,720	91,456	35,020	2,762	9,500	8,820	16,032	21,612	500	5,646	209,752	443,820		443,820	
役員報酬											11,602	11,602		11,602	
給料手当											74,614	74,614		74,614	
臨時雇賃金	1,500											1,500		1,500	
退職給付費用											6,390	6,390		6,390	
福利厚生費											13,932	13,932		13,932	
会議費	1,000		300	100	100	100	50	4,732			210	6,592		6,592	
旅費交通費	7,000		300	152	200	100	3,050		200		370	11,372		11,372	
通信運搬費	200	2,300	9,300	714	300	10	100		100		1,600	14,624		14,624	
減価償却費											32,262	32,262		32,262	
消耗什器備品費												0		0	
消耗品費		3,200	590						50		8,000	11,840		11,840	
修繕費												0		0	
印刷製本費	3,000	68,700	17,800	20	800	100			100		285	90,805		90,805	
光熱水料費											1,280	1,280		1,280	
賃借料			50						3,575		55,132	58,757		58,757	
諸謝金		4,660	3,800	1,026				1,000				10,486		10,486	
租税公課		9,596									100	9,696		9,696	
支払助成金							5,082			5,046		10,128		10,128	
委託費	30,000	3,000	2,850	500	8,000	8,500	7,650	6,378		600	2,078	69,556		69,556	
雑費	20		30	250	100	10	100	5,927	50		1,897	8,384		8,384	

令和8年度収支予算内訳表(3)

(令和8年4月1日から令和9年3月31日)

(単位:千円)

科 目	公益目的事業会計(道路及び交通に関する知識の普及啓発)											法人会計	合 計	
	調査・研究 事業	成果提供・普及事業					国際協力事業		表彰等その他事業		共通			小計
	調査・研究	図書	月刊誌 「道路」	講習会	日本 道路会議	道路広報	国際交流	SURF	道路功勞 者表彰	公益事業 協力				
管理費													47,997	47,997
役員報酬													2,793	2,793
給料手当													17,502	17,502
退職給付費用													1,508	1,508
福利厚生費													3,268	3,268
会議費													2,000	2,000
旅費交通費													150	150
通信運搬費													3,500	3,500
減価償却費													170	170
消耗什器備品費														0
消耗品費													2,420	2,420
修繕費														0
印刷製本費													1,519	1,519
光熱水料費													220	220
賃借料													8,239	8,239
諸謝金													3,441	3,441
租税公課													10	10
支払助成金														0
委託費													257	257
雑費													1,000	1,000
経常費用計	42,720	91,456	35,020	2,762	9,500	8,820	16,032	21,612	500	5,646	209,752	443,820	47,997	491,817
評価損益等調整前当期経常増減額	△42,720	228,443	△23,120	6,464	△9,485	△8,820	△7,632	△2,812	△500	△5,646	△147,323	△13,151	14,104	953
評価損益等計														
当期経常増減額	△42,720	228,443	△23,120	6,464	△9,485	△8,820	△7,632	△2,812	△500	△5,646	△147,323	△13,151	14,104	953

令和8年度収支予算内訳表(4)

(令和8年4月1日から令和9年3月31日)

(単位:千円)

科 目	公益目的事業会計(道路及び交通に関する知識の普及啓発)											法人会計	合 計		
	調査・研究 事業	成果提供・普及事業					国際協力事業		表彰等その他事業		共通			小計	
	調査・研究	図書	月刊誌 「道路」	講習会	日本 道路会議	道路広報	国際交流	SURF	道路功勞 者表彰	公益事業 協力					
2. 経常外増減の部															
(1) 経常外収益															
経常外収益計															
(2) 経常外費用															
経常外費用計															
当期経常外増減額															
他会計振替額															
当期一般正味財産増減額	△42,720	228,443	△23,120	6,464	△9,485	△8,820	△7,632	△2,812	△500	△5,646	△147,323	△13,151	14,104	953	

(参 考)

○令和8年度投資活動及び財務活動の収支見込について

I 投資活動収支の部

1. 特定資産の増減額及びその残高

特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
退職給付引当資産	44,343,402	7,896,600		52,240,002
公益事業準備積立資産	542,114,786			542,114,786
岩沢・菊池等基金資産	36,000,000		300,000	35,700,000
国際アスファルト舗装会議準備引当資産	6,165,578			6,165,578
世界道路会議準備引当資産	30,000,000			30,000,000
日本道路会議準備引当資産	15,000,000			15,000,000
技術交流促進事業準備引当資産	155,000,000		8,000,000	147,000,000
国際交流事業活動準備引当資産	36,000,000			36,000,000
講習会等システム化事業準備引当資産	51,000,000			51,000,000
合 計	915,623,766	7,896,600	8,300,000	915,220,366

注) 前期末残高は令和7年度決算を反映している。

II 財務活動収支の部

予定なし。

第3号報告

令和8年度資金調達及び
設備投資の見込み

令和8年度資金調達及び設備投資の見込み

自 令和8年4月1日

至 令和9年3月31日

資金調達の見込みについては、該当なし。

設備投資の見込みについては、会員管理システム整備として35,000,000円の投資を行う。